

11.3.3 自動車の走行に係る振動

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

調査項目は以下のとおりとしました。

- ・ 振動(振動レベル)の状況
- ・ 地盤(地盤種別及び地盤卓越振動数)の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行いました。現地調査は以下の方法により行いました。

i) 振動の状況

振動レベルは、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に規定する振動の測定方法により行いました。

ii) 地盤の状況

地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求めることを原則として測定しました。

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所としました。調査地点は表 11. 3-25 及び表 11. 3-26 に示すとおりです。

表 11. 3-25 (1) 振動の状況の調査地点

区間	調査地点番号	調査地点名	振動調査区分	道路交通振動調査対象道路	区域の区分
(仮)明石西 JCT 周辺	SV-1	神戸市西区福吉台	一般環境	—	第 1 種区域
(仮)明石西 JCT～ (仮)稲美 IC 間	SV-2	稲美町六分一(1)	一般環境	—	第 1 種区域
(仮)稲美 IC 周辺	SVt-1	稲美町六分一(2)	道路交通	主要地方道 84 号 宗佐土山線	第 1 種区域
(仮)稲美 IC～ (仮)加古川 JCT 間	SV-3	稲美町森安	一般環境	—	第 1 種区域
(仮)加古川 JCT 周辺	SV-4	加古川市平岡町高畑(1)	一般環境	—	第 2 種区域
	SVt-2	加古川市平岡町高畑(2)	道路交通	一般国道 2 号	第 1 種区域
(仮)加古川 JCT～ (仮)平岡播磨 IC 間	SV-5	加古川市平岡町山之上	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-3	加古川市平岡町	道路交通	一般県道 382 号 本荘平岡線	第 1 種区域
(仮)平岡播磨 IC 周辺	SV-6	加古川市平岡町中野(1)	一般環境	—	第 1 種区域
	SV-7	播磨町宮西	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-4	加古川市平岡町中野(2)	道路交通	一般国道 250 号	第 1 種区域
(仮)別府 IC 周辺	SV-8	加古川市別府町西脇	一般環境	—	第 1 種区域
	SV-9	加古川市別府町	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-6	加古川市別府町東町	道路交通	市道 48 号 加古川別府港線	第 1 種区域
(仮)尾上 IC～ (仮)高砂東 IC 間	SV-10	高砂市高砂町	一般環境	—	第 1 種区域
(仮)高砂東 IC 周辺	SV-11	高砂市西畑	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-8	高砂市荒井町東本町	道路交通	主要地方道 43 号 高砂北条線	第 1 種区域
(仮)伊保 IC 周辺	SV-12	高砂市梅井(1)	一般環境	—	第 2 種区域
	SVt-9	高砂市梅井(2)	道路交通	一般県道 391 号 伊保宝殿停車場線	第 1 種区域
(仮)伊保 IC～ (仮)大塩 IC 間	SV-13	高砂市曾根町	一般環境	—	第 2 種区域
(仮)大塩 IC 周辺	SV-14	姫路市大塩町	一般環境	—	第 1 種区域
トンネル坑口周辺	SVt-11	姫路市の形町(1)	道路交通	一般国道 250 号	第 1 種区域
(仮)姫路南 JCT 周辺	SV-15	姫路市の形町(2)	一般環境	—	第 1 種区域
姫路 JCT 周辺	SV-16	姫路市の形町(3)	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-12	姫路市の形町(4)	道路交通	一般県道 399 号 大塩別所線	第 1 種区域
トンネル坑口・(仮) 白浜北 IC 周辺	SV-17	姫路市木場	一般環境	—	第 1 種区域
	SV-18	姫路市八家	一般環境	—	第 1 種区域
	SVt-13	姫路市木場前中町	道路交通	市道幹第 55 号線	第 2 種区域

注 1) 調査地点番号は図 11. 3-1 及び図 11. 3-4 の番号に対応しています。

注 2) 区域の区分は、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定による指定地域のうち、同法第 16 条第 1 項に基づく区域であり、以下に示すとおりです。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 11. 3-25(2) 振動の状況の調査地点

区間	調査地点番号	調査地点名	振動調査区分	道路交通振動調査対象道路	区域の区分
(仮) 白浜 IC 周辺	SV-19	姫路市木場十八反町	一般環境	—	第 1 種区域
(仮) 白浜 IC～	SV-20	姫路市飾磨区妻鹿	一般環境	—	第 2 種区域
(仮) 飾磨 IC 間	SVt-16	姫路市白浜町	道路交通	市道白浜 149 号線	第 1 種区域
(仮) 飾磨 IC 周辺	SV-21	姫路市飾磨区中島	一般環境	—	第 2 種区域
(仮) 飾磨西 IC 周辺	SV-22	姫路市飾磨区須加	一般環境	—	第 2 種区域
	SVt-18	姫路市飾磨区細江	道路交通	一般国道 436 号	第 2 種区域
	SVt-19	姫路市飾磨区思案橋	道路交通	一般国道 250 号	第 1 種区域
(仮) 広畑 IC 周辺	SV-23	姫路市広畑区鶴町	一般環境	—	第 2 種区域
	SVt-20	姫路市広畑区長町	道路交通	一般国道 250 号	第 1 種区域
	SVt-21	姫路市広畑区正門通	道路交通	市道幹第 43 号線	第 2 種区域

注 1) 調査地点番号は図 11. 3-1 及び図 11. 3-4 の番号に対応しています。

注 2) 区域の区分は、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定による指定地域のうち、同法第 16 条第 1 項に基づく区域であり、以下に示すとおりです。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 11. 3-26 地盤の状況の調査地点

調査地点番号	調査地点名
G-1	神戸市西区福吉台
G-2	稲美町六分一
G-3	稲美町六分一
G-4	加古川市平岡町高畑
G-5	加古川市平岡町
G-6	加古川市平岡町中野
G-7	播磨町宮西
G-8	加古川市別府町西脇
G-9	加古川市別府町東町
G-10	高砂市荒井町東本町
G-11	高砂市梅井
G-12	高砂市曾根町
G-13	姫路市大塩町
G-14	姫路市大塩町
G-15	姫路市的形町的形(1)
G-16	姫路市的形町的形(2)
G-17	姫路市八家
G-18	姫路市木場
G-19	姫路市木場十八反町
G-20	姫路市白浜町
G-21	姫路市飾磨区妻鹿
G-22	姫路市飾磨区中島
G-23	姫路市飾磨区須加
G-24	姫路市広畑区鶴町

注) 調査地点番号は図 11. 3-8 の番号に対応しています。

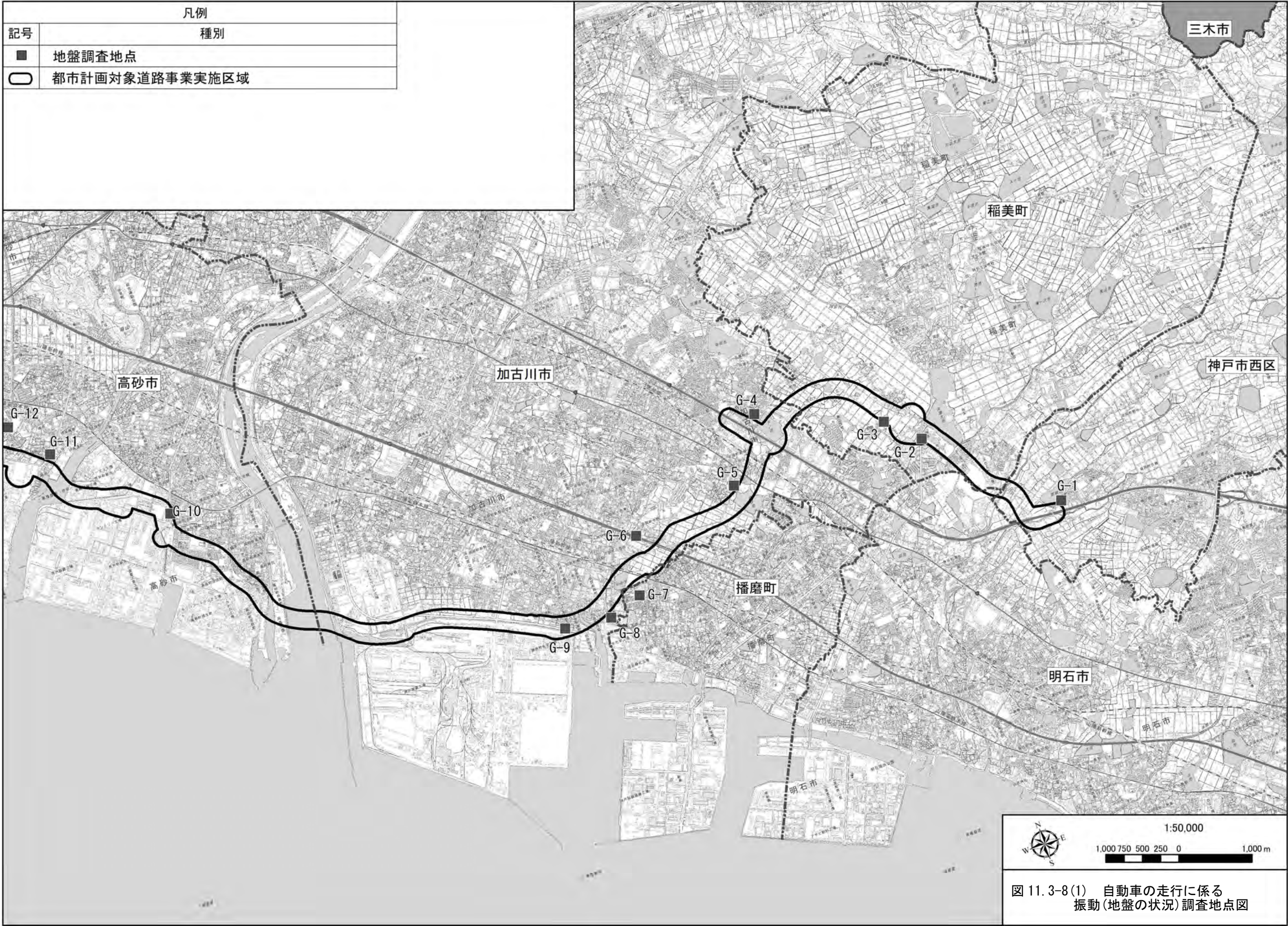


図 11.3-8(1) 自動車の走行に係る
振動(地盤の状況)調査地点図

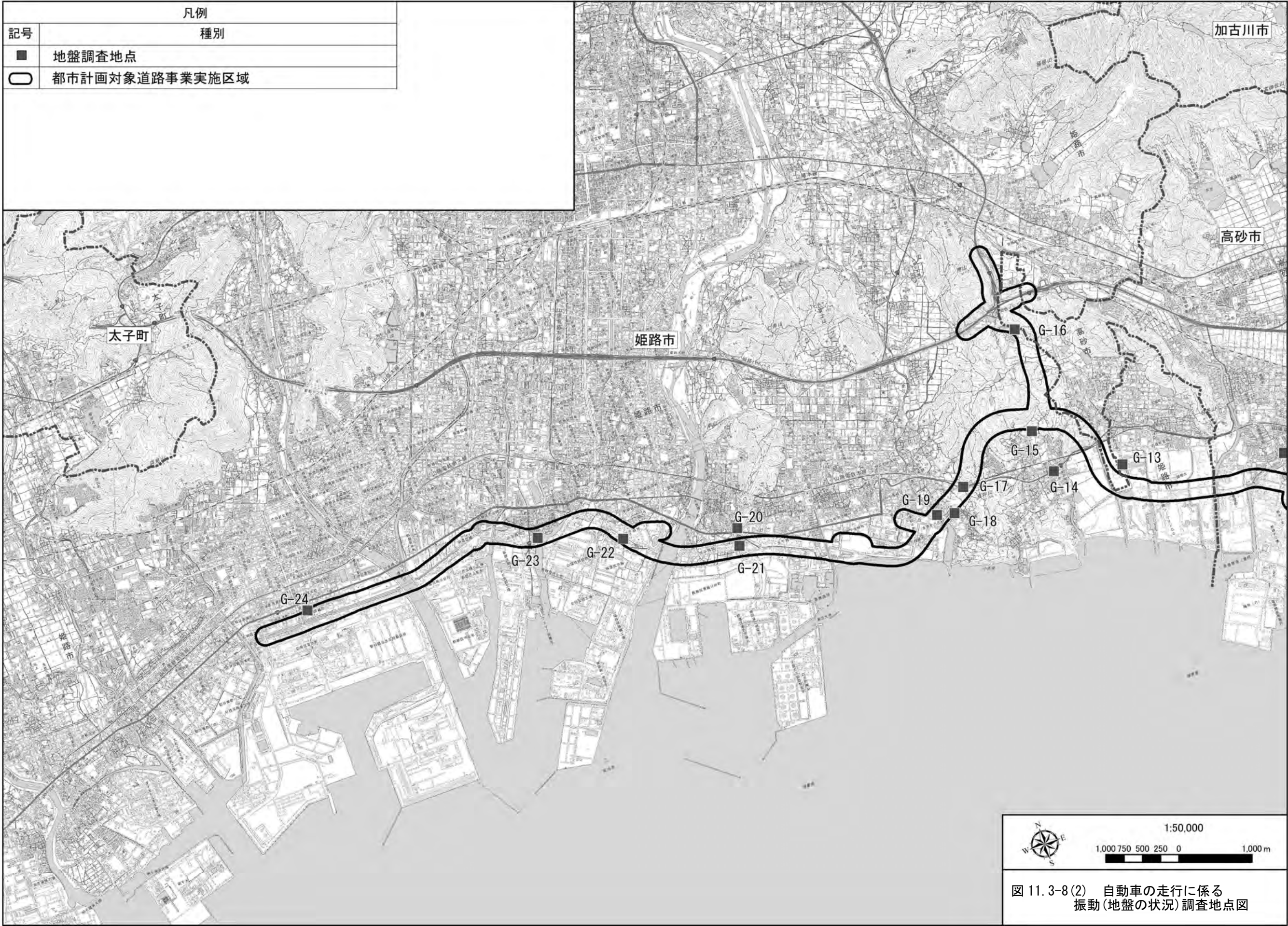


図 11.3-8(2) 自動車の走行に係る
振動(地盤の状況)調査地点図

⑤ 調査期間等

i) 振動の状況

調査期間等は、当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに行うことを原則として、「11. 3. 1 建設機械の稼働に係る振動」及び「11. 3. 2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動」と同様としました。

ii) 地盤の状況

調査期間等は、表 11. 3-27 に示す平日 1 日に、原則として 10 回以上の地盤卓越振動数の測定を行いました。

表 11. 3-27 地盤の状況の調査期間等

調査地点番号	調査地点名	調査期間
G-1	神戸市西区福吉台	令和 2 年 11 月 30 日(月)～12 月 1 日(火)
G-2	稲美町六分一	
G-3	稲美町六分一	
G-4	加古川市平岡町高畑	
G-5	加古川市平岡町	
G-6	加古川市平岡町中野	
G-7	播磨町宮西	
G-8	加古川市別府町西脇	令和 3 年 11 月 9 日(火)～10 日(水)
G-9	加古川市別府町東町	令和 2 年 11 月 30 日(月)～12 月 1 日(火)
G-10	高砂市荒井町東本町	令和 2 年 11 月 24 日(火)～25 日(水)
G-11	高砂市梅井	
G-12	高砂市曾根町	
G-13	姫路市大塩町	令和 3 年 11 月 9 日(火)～10 日(水)
G-14	姫路市大塩町	令和 2 年 11 月 24 日(火)～25 日(水)
G-15	姫路市の形町的形(1)	令和 3 年 2 月 24 日(水)
G-16	姫路市の形町的形(2)	令和 2 年 11 月 24 日(火)～25 日(水)
G-17	姫路市八家	令和 3 年 11 月 9 日(火)～10 日(水)
G-18	姫路市木場	令和 2 年 11 月 24 日(火)～25 日(水)
G-19	姫路市木場十八反町	令和 2 年 11 月 16 日(月)～17 日(火)
G-20	姫路市白浜町	
G-21	姫路市飾磨区妻鹿	
G-22	姫路市飾磨区中島	
G-23	姫路市飾磨区須加	
G-24	姫路市広畑区鶴町	

注) 調査地点番号は図 11. 3-8 の番号に対応しています。

(2) 調査結果

① 振動の状況

i) 既存資料調査

調査区域における振動の状況は、「第4章 4.1 自然的状況」に示すとおりです。

ii) 現地調査

振動の状況の現地調査結果は、表 11. 3-28 に示すとおりです。

表 11. 3-28 振動の状況の現地調査結果

区間	調査地点番号	調査地点名	振動調査区分	道路交通振動調査対象道路	測定結果 (L_{10}) [dB]		測定結果 (L_{MAX}) [dB]		地盤種別
					昼間	夜間	昼間	夜間	
(仮)明石西 JCT 周辺	SV-1	神戸市西区 福吉台	一般環境	—	25	23	35	36	砂地盤
(仮)明石西 JCT～ (仮)稲美 IC 間	SV-2	稲美町六分一 (1)	一般環境	—	26	21	41	41	砂地盤
(仮)稲美 IC 周辺	SVt-1	稲美町六分一 (2)	道路交通	主要地方道 84 号 宗佐土山線	36	26	56	55	砂地盤
(仮)稲美 IC～ (仮)加古川 JCT 間	SV-3	稲美町森安	一般環境	—	19	14	42	40	砂地盤
(仮)加古川 JCT 周辺	SV-4	加古川市 平岡町高畑 (1)	一般環境	—	24	21	37	42	砂地盤
	SVt-2	加古川市 平岡町高畑 (2)	道路交通	一般国道 2 号	35	30	55	55	砂地盤
(仮)加古川 JCT～ (仮)平岡播磨 IC 間	SV-5	加古川市 平岡町山之上	一般環境	—	22	17	41	38	砂地盤
	SVt-3	加古川市 平岡町	道路交通	一般県道 382 号 本荘平岡線	39	28	63	59	砂地盤
(仮)平岡播磨 IC 周辺	SV-6	加古川市 平岡町中野 (1)	一般環境	—	22	17	44	37	砂地盤
	SV-7	播磨町宮西	一般環境	—	22	19	46	37	砂地盤
	SVt-4	加古川市 平岡町中野 (2)	道路交通	一般国道 250 号	30	21	45	45	砂地盤
(仮)別府 IC 周辺	SV-8	加古川市 別府町西脇	一般環境	—	24	22	54	49	砂地盤
	SV-9	加古川市 別府町	一般環境	—	35	25	51	50	砂地盤
	SVt-6	加古川市 別府町東町	道路交通	市道 48 号 加古川別府港線	28	21	52	49	砂地盤
(仮)尾上 IC～ (仮)高砂東 IC 間	SV-10	高砂市高砂町	一般環境	—	28	18	44	45	砂地盤
(仮)高砂東 IC 周辺	SV-11	高砂市西畑	一般環境	—	28	21	52	49	砂地盤
	SVt-8	高砂市荒井町 東本町	道路交通	主要地方道 43 号 高砂北条線	45	31	67	65	砂地盤
(仮)伊保 IC 周辺	SV-12	高砂市梅井 (1)	一般環境	—	31	22	48	42	砂地盤
	SVt-9	高砂市梅井 (2)	道路交通	一般県道 391 号 伊保宝殿停車場線	30	18	52	52	砂地盤

注 1) 調査地点番号は図 11. 3-1 及び図 11. 3-4 の番号に対応しています。

注 2) 測定結果は、昼間：8～19 時、夜間：19～8 時の値を整理しています。

表 11.3-28(2) 振動の状況の現地調査結果

区間	調査地点番号	調査地点名	振動調査区分	道路交通振動調査対象道路	測定結果 (L_{10}) [dB]		測定結果 (L_{MAX}) [dB]		地盤種別
					昼間	夜間	昼間	夜間	
(仮)伊保 IC～ (仮)大塩 IC 間	SV-13	高砂市曾根町	一般環境	—	19	15	56	53	砂地盤
(仮)大塩 IC 周辺	SV-14	姫路市大塩町	一般環境	—	16	13	43	34	砂地盤
トンネル坑口 周辺	SVt-11	姫路市の形町の形(1)	道路交通	一般国道 250 号	43	31	73	64	砂地盤
(仮)姫路南 JCT 周辺	SV-15	姫路市の形町の形(2)	一般環境	—	22	16	58	52	砂地盤
姫路 JCT 周辺	SV-16	姫路市の形町の形(3)	一般環境	—	24	22	42	34	砂地盤
	SVt-12	姫路市の形町の形(4)	道路交通	一般県道 399 号 大塩別所線	38	24	63	58	砂地盤
トンネル坑口・ (仮)白浜北 IC 周辺	SV-17	姫路市木場	一般環境	—	24	14	50	44	砂地盤
	SV-18	姫路市八家	一般環境	—	10	10	24	22	砂地盤
	SVt-13	姫路市木場前中町	道路交通	市道幹第 55 号線	42	37	60	59	砂地盤
(仮)白浜 IC 周辺	SV-19	姫路市木場十八反町	一般環境	—	32	21	63	56	砂地盤
(仮)白浜 IC～ (仮)飾磨 IC 間	SV-20	姫路市飾磨区妻鹿	一般環境	—	34	26	64	61	砂地盤
	SVt-16	姫路市白浜町	道路交通	市道白浜 149 号線	39	29	59	59	砂地盤
(仮)飾磨 IC 周辺	SV-21	姫路市飾磨区中島	一般環境	—	27	24	54	48	砂地盤
(仮)飾磨西 IC 周辺	SV-22	姫路市飾磨区須加	一般環境	—	33	31	58	58	砂地盤
	SVt-18	姫路市飾磨区細江	道路交通	一般国道 436 号	39	27	70	69	砂地盤
	SVt-19	姫路市飾磨区思案橋	道路交通	一般国道 250 号	42	34	61	62	砂地盤
(仮)広畑 IC 周辺	SV-23	姫路市広畑区鶴町	一般環境	—	40	31	63	59	砂地盤
	SVt-20	姫路市広畑区長町	道路交通	一般国道 250 号	53	44	75	78	砂地盤
	SVt-21	姫路市広畑区正門通	道路交通	市道幹第 43 号線	38	29	59	60	砂地盤

注 1) 調査地点番号は図 11.3-1 及び図 11.3-4 の番号に対応しています。

注 2) 測定結果は、昼間：8～19 時、夜間：19～8 時の値を整理しています。

② 地盤の状況

調査区域における地盤の状況(地盤種別及び地盤卓越振動数)は、「第4章 4.1 自然的状況」及び表 11.3-29 に示すとおりです。

表 11.3-29 地盤の状況の現地調査結果

調査地点 番号	調査地点名	地盤卓越振動数 (Hz)	地盤種別
G-1	神戸市西区福吉台	74.9	砂地盤
G-2	稲美町六分一	24.8	砂地盤
G-3	稲美町六分一	16.2	砂地盤
G-4	加古川市平岡町高畑	56.5	砂地盤
G-5	加古川市平岡町	18.2	砂地盤
G-6	加古川市平岡町中野	21.2	砂地盤
G-7	播磨町宮西	24.2	砂地盤
G-8	加古川市別府町西脇	36.0	砂地盤
G-9	加古川市別府町東町	50.0	砂地盤
G-10	高砂市荒井町東本町	13.4	砂地盤
G-11	高砂市梅井	8.6	砂地盤
G-12	高砂市曾根町	25.8	砂地盤
G-13	姫路市大塩町	15.8	砂地盤
G-14	姫路市大塩町	16.1	砂地盤
G-15	姫路市の形町的形(1)	15.8	砂地盤
G-16	姫路市の形町的形(2)	16.5	砂地盤
G-17	姫路市八家	78.3	砂地盤
G-18	姫路市木場	22.5	砂地盤
G-19	姫路市木場十八反町	37.5	砂地盤
G-20	姫路市白浜町	78.3	砂地盤
G-21	姫路市飾磨区妻鹿	24.3	砂地盤
G-22	姫路市飾磨区中島	13.3	砂地盤
G-23	姫路市飾磨区須加	25.3	砂地盤
G-24	姫路市広畑区鶴町	17.2	砂地盤

注 1) 調査地点番号は図 11.3-8 の番号に対応しています。

注 2) 地盤卓越振動数は、原則として大型車の単独走行を対象とし、対象車両の通過ごとに地盤振動を 1/3 オクターブバンド分析器により周波数分析し、振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均した数値です。

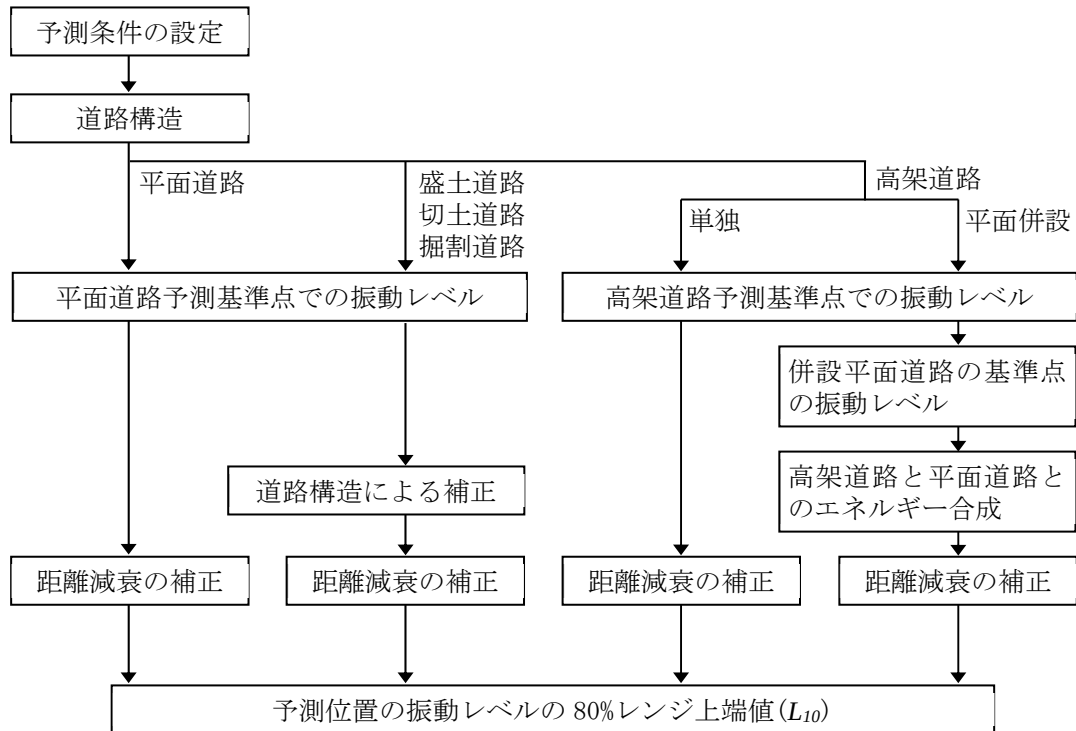
2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})を予測するための式(旧建設省土木研究所の提案式)を用いた計算により行いました。

予測手順を図 11.3-9 に示します。



参考：「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

図 11.3-9 自動車の走行に係る振動の予測手順

予測式は、次式を用いました。

$$L_{10} = L_{10}^* - \alpha_1$$

$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

ここで、

L_{10} : 振動レベルの 80%レンジの上端値の予測値 (dB)

L_{10}^* : 基準点における振動レベルの 80%レンジの上端値の予測値 (dB)

Q^* : 500 秒間の 1 車線あたりの等価交通量(台/500 秒/車線)

$$Q^* = (500/3,600) \times (Q_1 + K Q_2) / M$$

Q_1 : 小型車時間交通量(台/h)

Q_2 : 大型車時間交通量(台/h)

V : 平均走行速度 (km/h)

K : 大型車の小型車への換算係数

M : 上下車線合計の車線数

α_σ : 路面の平坦性等による補正值 (dB)

α_f : 地盤卓越振動数による補正值 (dB)
 α_s : 道路構造による補正值 (dB)
 α_1 : 距離減衰値 (dB)
 a, b, c, d : 定数

なお、係数、定数等については、表 11.3-30 に示すとおりです。

表 11.3-30 道路交通振動予測式の定数及び補正值等

道路構造	K	a	b	c	d	α_σ	α_f	α_s	$\alpha_1 = \frac{\beta \log(r/5 + 1)}{\log 2}$ r : 基準点から予測地点までの距離 (m)
平面道路 高架道路に併設された場合を除く 盛土道路	$100 < V \leq 140 \text{ km/h}$ のとき 14 $V \leq 100 \text{ km/h}$ のとき 13	47	12	3.5	27.3	アスファルト舗装では $8.2 \log_{10} \sigma$ コンクリート舗装では $19.41 \log_{10} \sigma$ σ : 3m プロファイルメータによる路面凹凸の標準偏差 (mm)	$f \geq 8 \text{ Hz}$ のとき $-17.3 \log_{10} f$ $f < 8 \text{ Hz}$ のとき $-9.2 \log_{10} f - 7.3$ f : 地盤卓越振動数 (Hz)	0 -1.4H - 0.7 H : 盛土高さ (m)	β : 粘土地盤では $0.068 L_{10}^* - 2.0$ β : 砂地盤では $0.130 L_{10}^* - 3.9$ β : 0.081 $L_{10}^* - 2.2$
高架道路				7.9	1 本橋脚では 7.5 2 本以上橋脚では 8.1	$1.9 \log_{10} H_p$ H_p : 伸縮継手部より $\pm 5 \text{ m}$ 範囲内の最大高低差 (mm)	$f \geq 8 \text{ Hz}$ のとき $-6.3 \log_{10} f$ $f < 8 \text{ Hz}$ のとき -5.7	0	β : 0.073 $L_{10}^* - 2.3$
高架道路に併設された平面道路				3.5	21.4	アスファルト舗装では $8.2 \log_{10} \sigma$ コンクリート舗装では $19.4 \log_{10} \sigma$	$f \geq 8 \text{ Hz}$ のとき $-17.3 \log_{10} f$ $f < 8 \text{ Hz}$ のとき $-9.2 \log_{10} f - 7.3$		

注) H は現地盤からの路面高さを設定します。盛土高が小さな (2m 以下) の場合は、平面道路として取扱います。
 出典: 「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」 (平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

α_σ は、表 11.3-31 を参考としました。

表 11.3-31 α_σ 算出の参考値

項目 \ 道路の種類	自動車専用道路	交通量の多い一般道路
縦断方向の凹凸 (mm)	8m プロファイル 90 (PrI) 3m プロファイル 3.5 (σ)	3m プロファイル 4.0 ~ 5.0 (σ)
段差 (mm)	10	15 ~ 20

注) 段差は伸縮装置付近に生じるものを対象としています。
 出典: 「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」 (平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

② 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとしました。

③ 予測地点

予測地点は、都市計画対象道路において道路構造、交通条件が変化するとともに住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における都市計画対象道路の区域の境界（敷地境界）に設定しました。

予測地点は、表 11.3-32、図 11.3-10 及び図 11.3-11 に示すとおりです。

表 11.3-32(1) 予測地点

区間	予測地点番号	予測地点名	区域の区分	保全対象
(仮)明石西 JCT 周辺	1	神戸市西区福吉台	第 1 種区域 第 2 種区域	低層住居等
	2	神戸市西区岩岡町古郷	第 1 種区域	低層住居等
(仮)明石西 JCT～ (仮)稲美 IC 間	3	明石市魚住町清水	第 2 種区域	福祉施設等
	4	稲美町六分一(1)	第 1 種区域	低層住居等
(仮)稲美 IC 周辺	5	稲美町六分一(2)	第 1 種区域	低層住居等
	6	稲美町六分一(3)	第 1 種区域	低層住居等
(仮)稲美 IC～ (仮)加古川 JCT 間	7	稲美町森安	第 1 種区域	低層住居等
(仮)加古川 JCT 周辺	8	加古川市平岡町高畑(1)	第 2 種区域	低層住居等
	9	加古川市平岡町高畑(2)	第 2 種区域	低層住居等
	10	加古川市平岡町高畑(3)	第 2 種区域	低層住居等
	11	加古川市平岡町高畑(4)	第 1 種区域	低層住居等
(仮)加古川 JCT～ (仮)平岡播磨 IC 間	12	加古川市平岡町山之上	第 1 種区域	低層住居等
(仮)平岡播磨 IC 周辺	13	加古川市平岡町中野(1)	第 1 種区域	低層住居等
	14	加古川市平岡町中野(2)	第 1 種区域	低層住居等
(仮)平岡播磨 IC～ (仮)別府 IC 間	15	播磨町宮西 加古川市別府町西脇(1)	第 1 種区域	低層・中高層住居等
(仮)別府 IC 周辺	16	加古川市別府町西脇(2)	第 1 種区域	低層住居等
	17	加古川市別府町東町	第 1 種区域	低層住居等
	18	加古川市別府町新野辺	第 1 種区域 第 2 種区域	低層住居等
(仮)尾上 IC～ (仮)高砂東 IC 間	19	高砂市高砂町(1)	第 2 種区域	低層住居等
	20	高砂市高砂町(2)	第 1 種区域	低層住居等
(仮)高砂東 IC 周辺	21	高砂市西畑	第 1 種区域	低層・中高層住居等
	22	高砂市荒井町新浜	第 2 種区域	低層住居等
(仮)伊保 IC 周辺	23	高砂市高須	第 2 種区域	低層住居等
	24	高砂市梅井(1)	第 2 種区域	低層住居等
	25	高砂市梅井(2)	第 2 種区域	低層住居等
(仮)伊保 IC～ (仮)大塩 IC 間	26	高砂市曾根町	第 1 種区域 第 2 種区域	低層住居等
(仮)大塩 IC 周辺	27	姫路市大塩町(1)	第 1 種区域	学校
	28	姫路市大塩町(2)	第 1 種区域	学校
トンネル坑口周辺	29	姫路市的形町の形(1)	第 1 種区域	低層住居等

注 1) 予測地点番号は図 11.3-10 及び図 11.3-11 の番号に対応しています。

注 2) 予測地点名は、予測断面に含まれる主な地名を示しています。

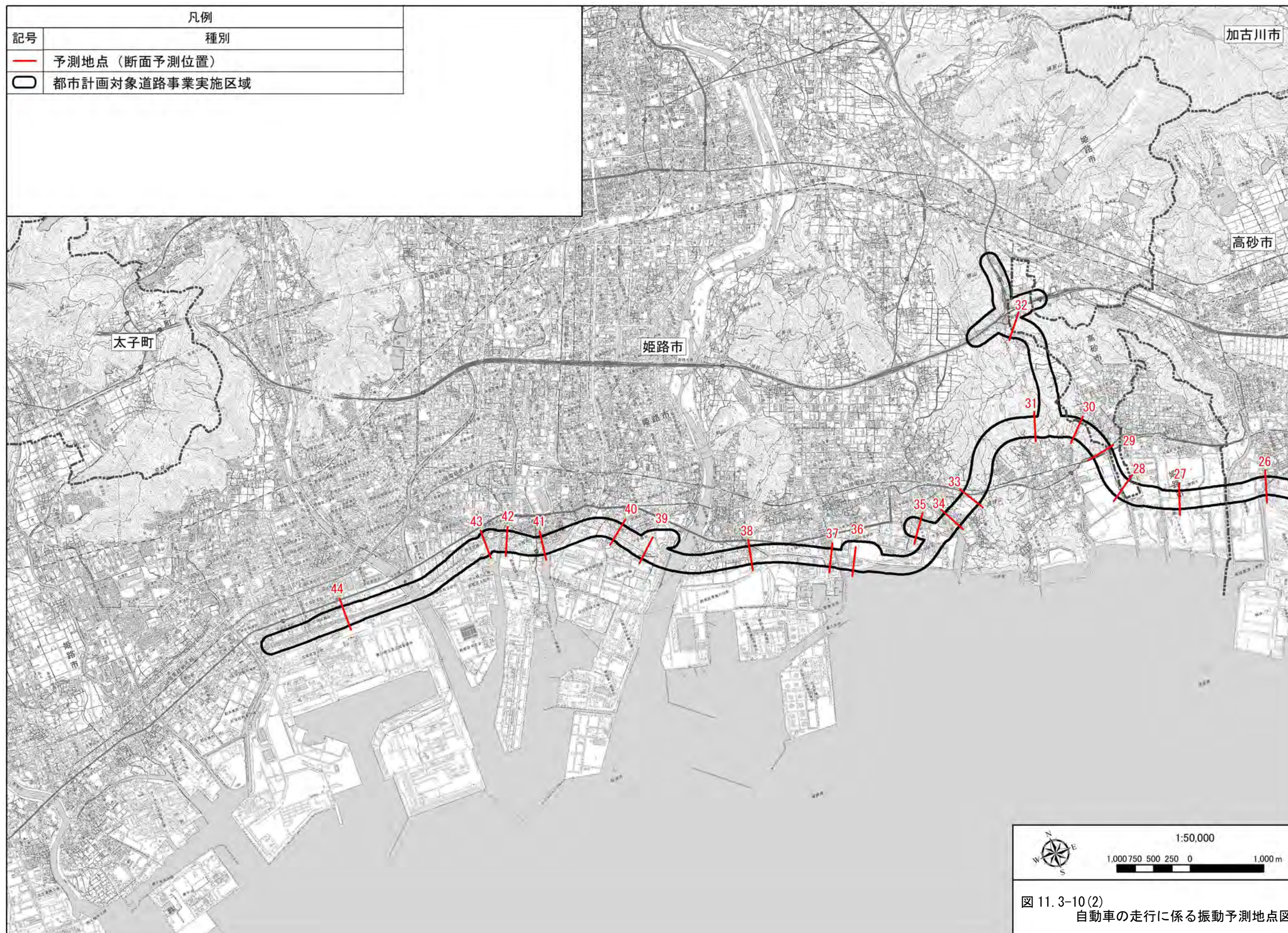
表 11.3-32(2) 予測地点

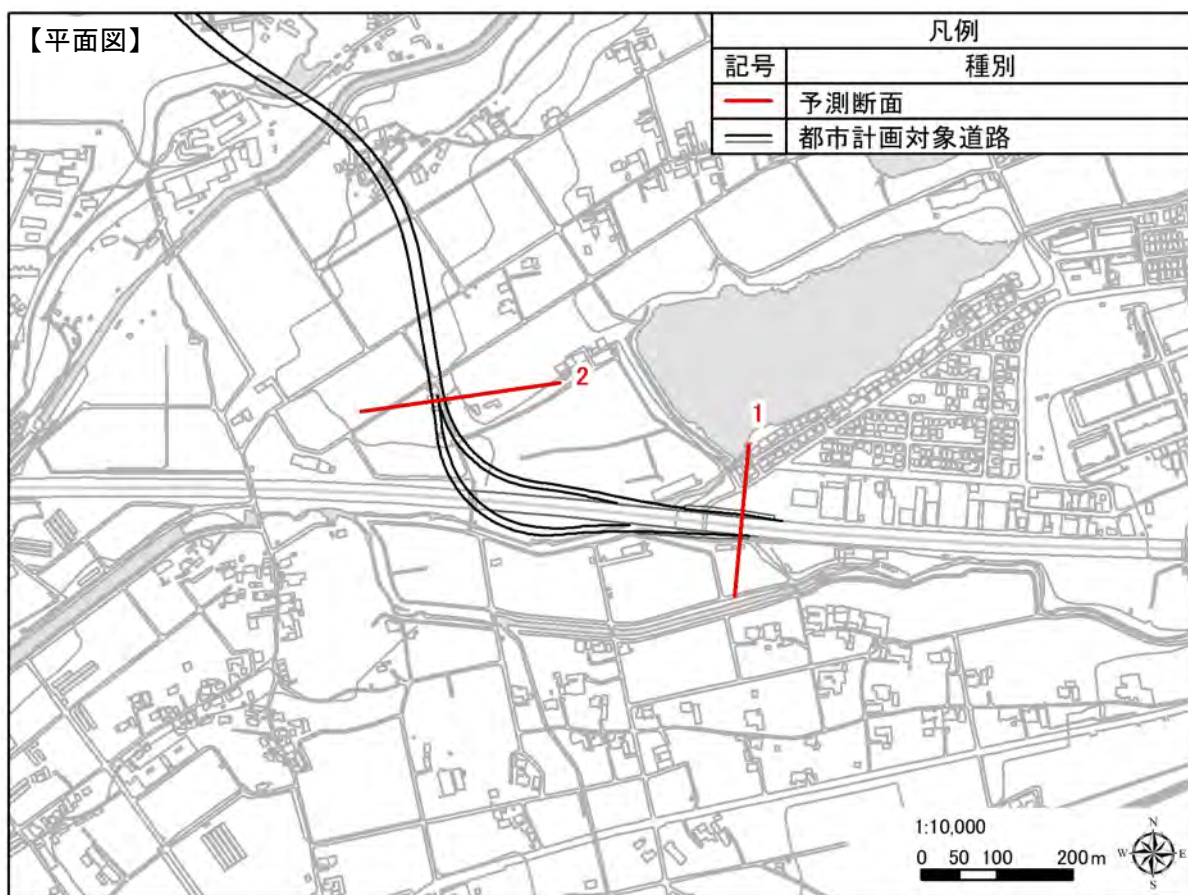
区間	予測 地点 番号	予測地点名	区域の 区分	保全対象
(仮)姫路南 JCT 周辺	30	姫路市の形町の形(2)	第1種区域	低層住居等
	31	姫路市の形町の形(3)	第1種区域	低層住居等
姫路 JCT 周辺	32	姫路市の形町の形(4) 高砂市北浜町西浜	第1種区域	低層住居等
トンネル坑口・ (仮)白浜北 IC 周辺	33	姫路市八家	第1種区域	低層住居等
	34	姫路市木場	第1種区域	低層住居等
	35	姫路市木場前中町	第2種区域	中高層住居等
(仮)白浜 IC 周辺	36	姫路市白浜町(1)	第2種区域	低層住居等
	37	姫路市白浜町(2)	第2種区域	低層住居等
(仮)白浜 IC～(仮)飾磨 IC 間	38	姫路市飾磨区妻鹿東海町	第2種区域	低層住居等
(仮)飾磨 IC 周辺	39	姫路市飾磨区中島(1)	第2種区域	低層住居等
	40	姫路市飾磨区中島(2)	第2種区域	低層住居等
(仮)飾磨西 IC 周辺	41	姫路市飾磨区須加	第2種区域	低層住居等
	42	姫路市飾磨区細江	第2種区域	低層住居等
	43	姫路市飾磨区構	第2種区域	低層住居等
(仮)広畑 IC 周辺	44	姫路市広畑区鶴町	第2種区域	低層住居等

注1) 予測地点番号は図 11.3-10 及び図 11.3-11 の番号に対応しています。

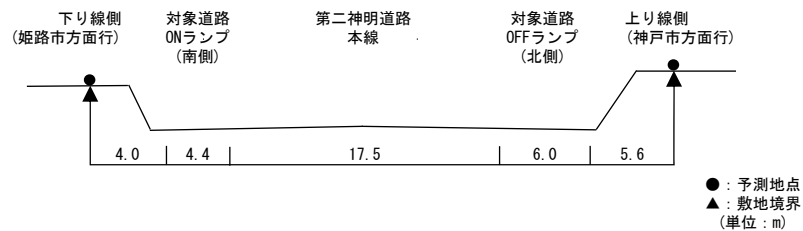
注2) 予測地点名は、予測断面に含まれる主な地名を示しています。







【予測断面図：予測地点 1】



【予測断面図：予測地点 2】

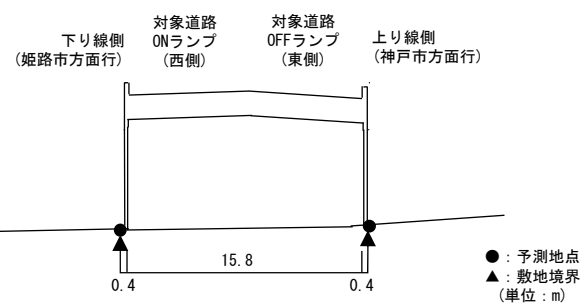
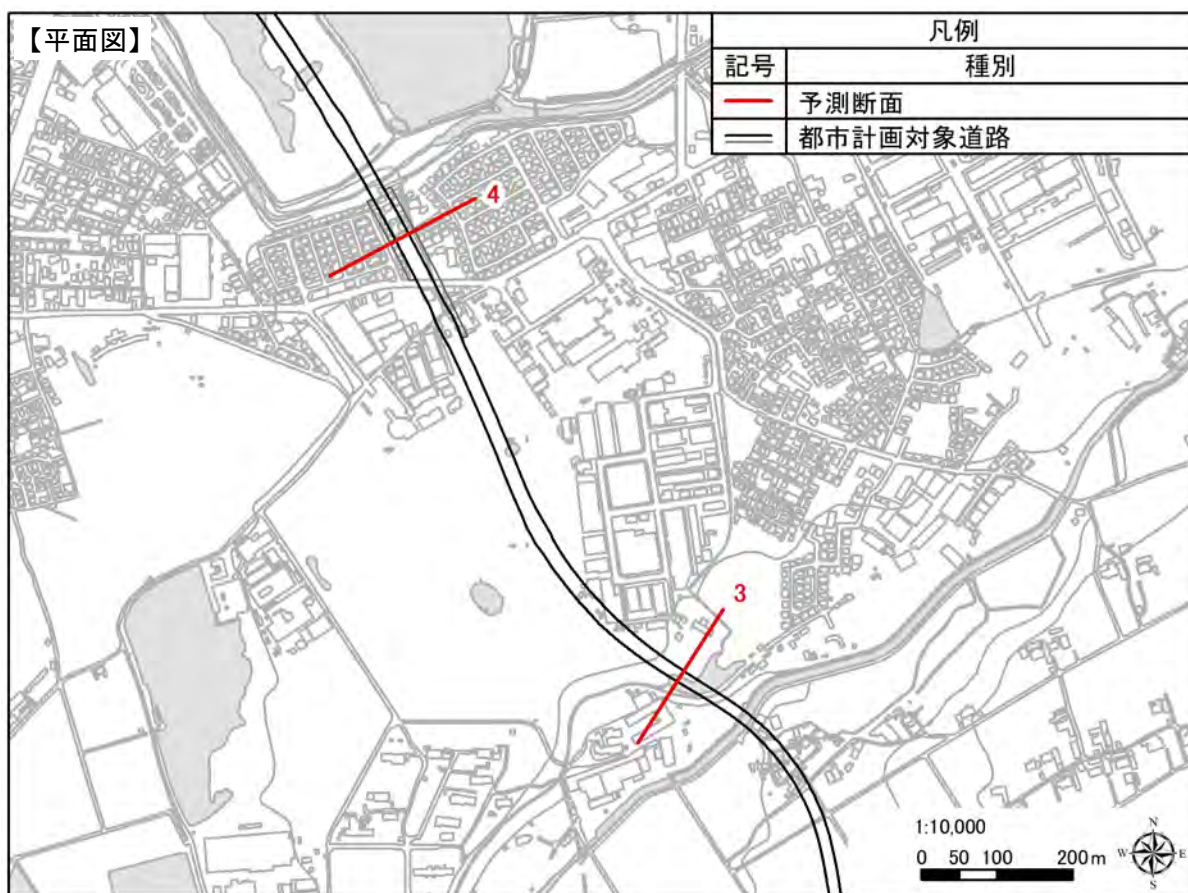
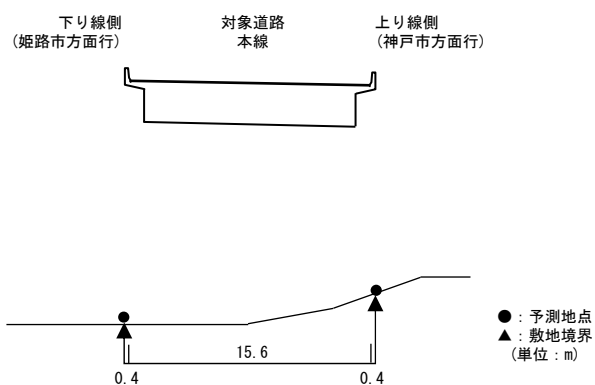


図 11.3-11(1) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 3】



【予測断面図：予測地点 4】

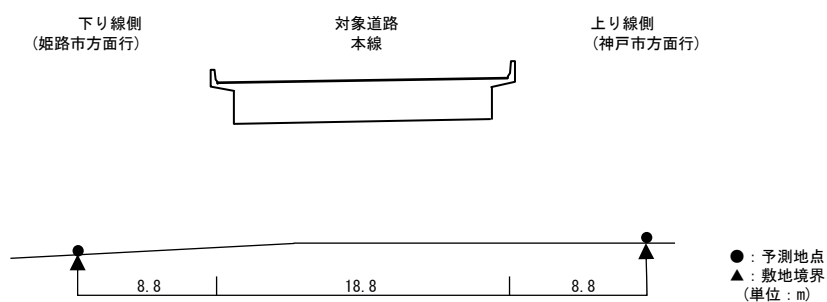
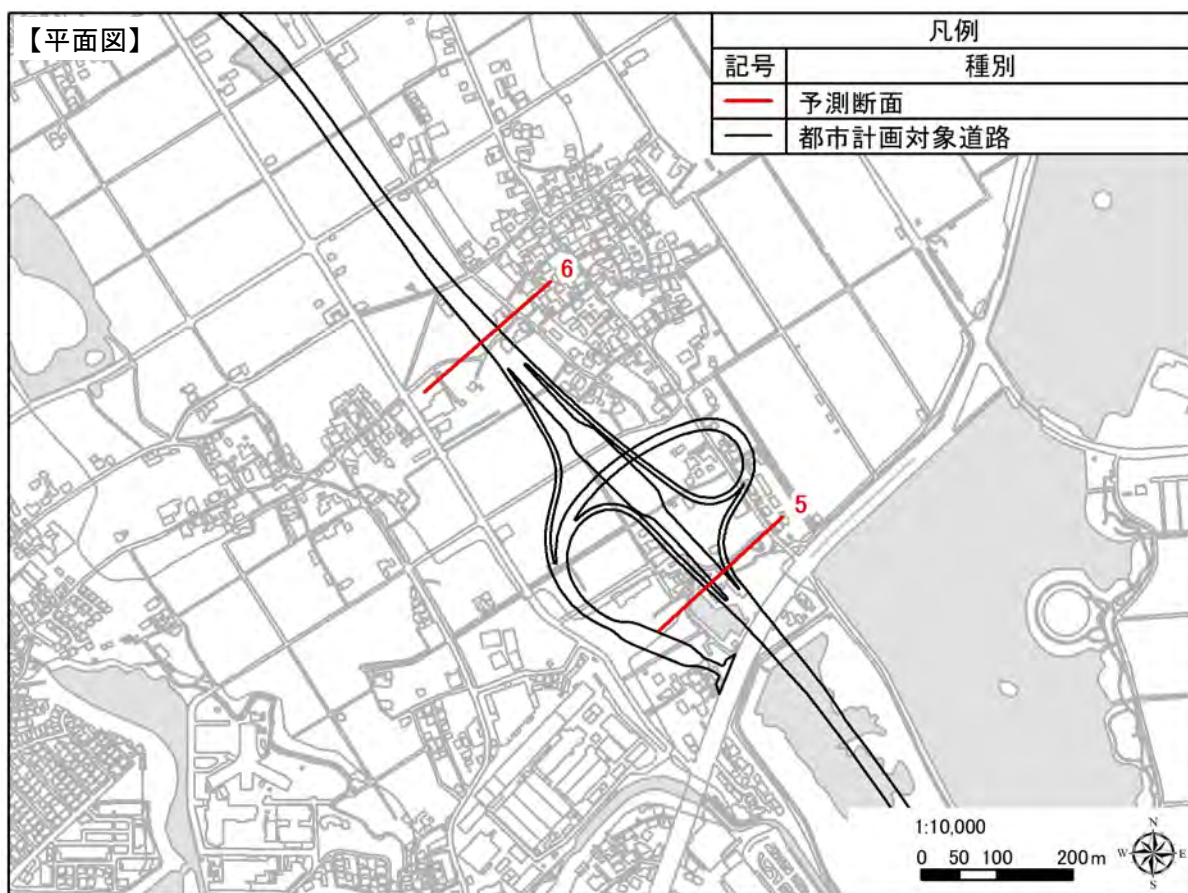
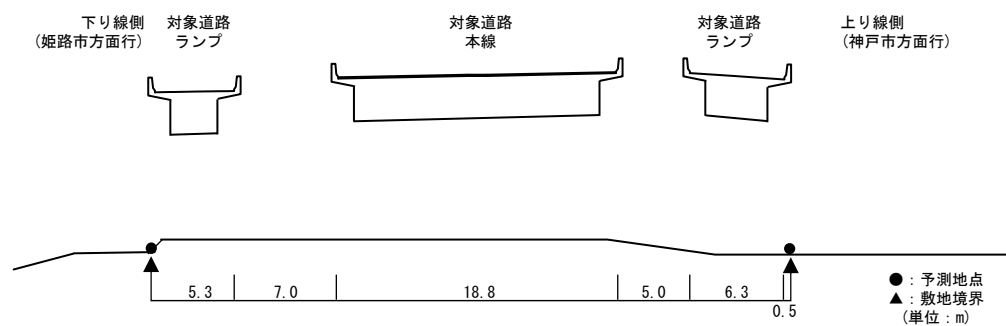


図 11.3-11(2) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 5】



【予測断面図：予測地点 6】

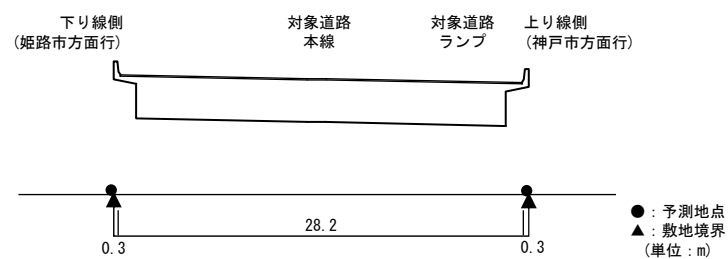
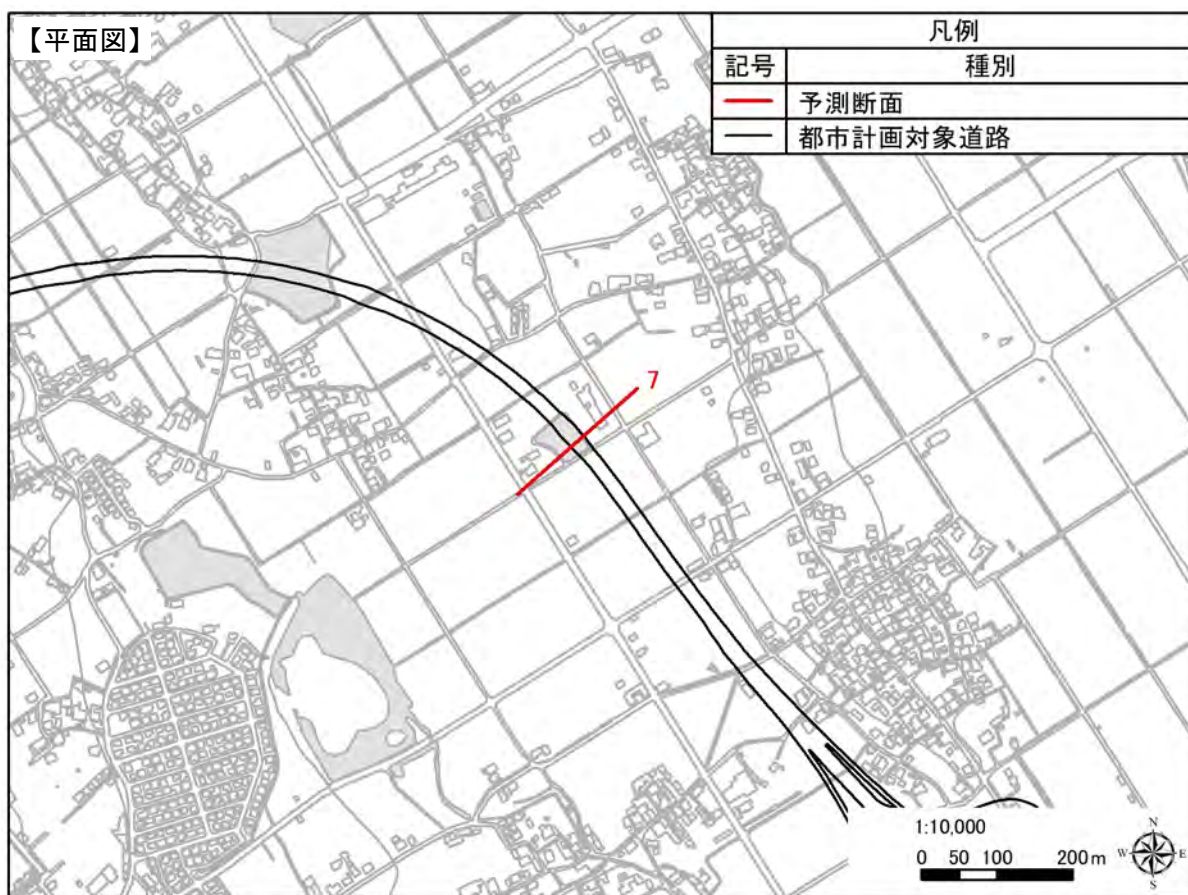


図 11.3-11(3) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 7】

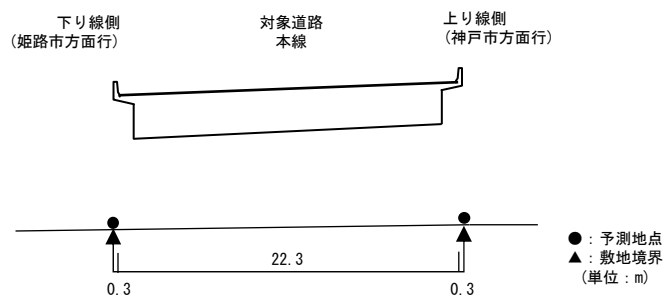
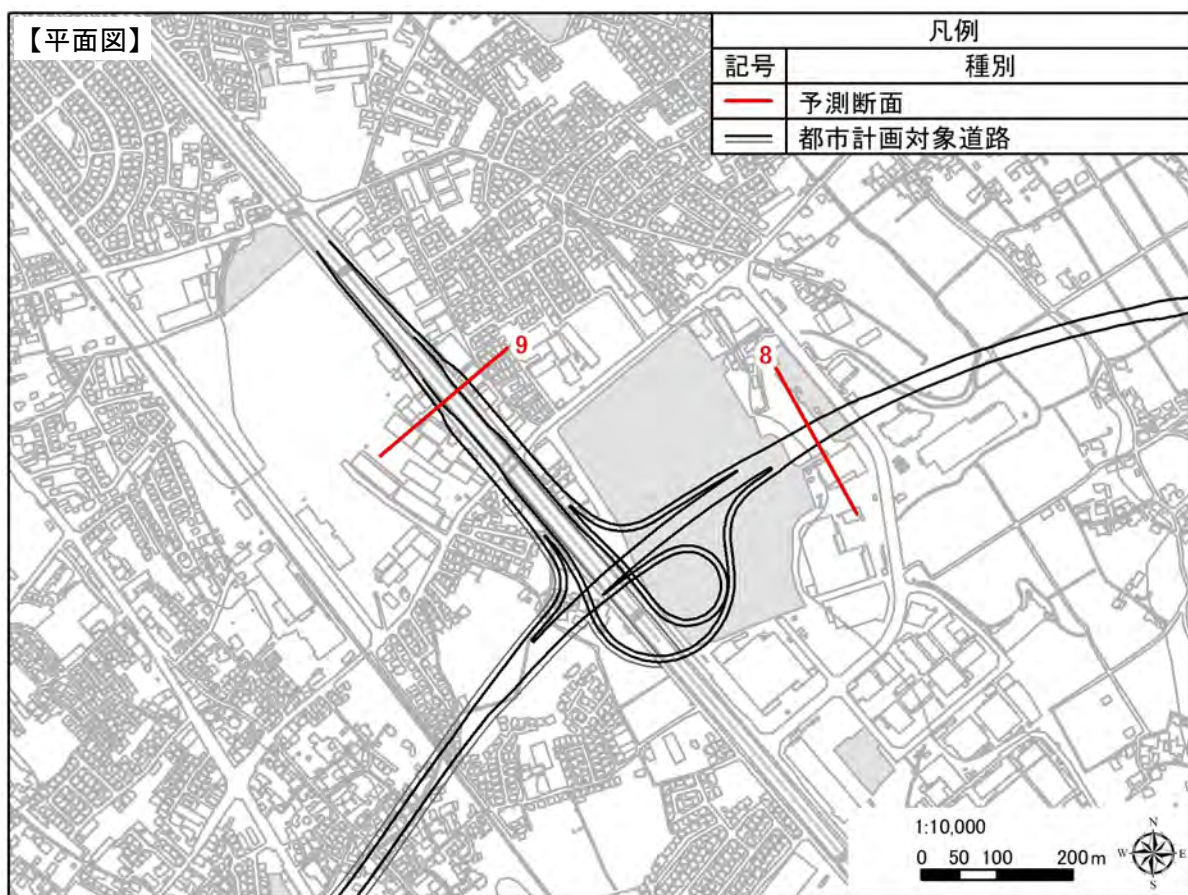
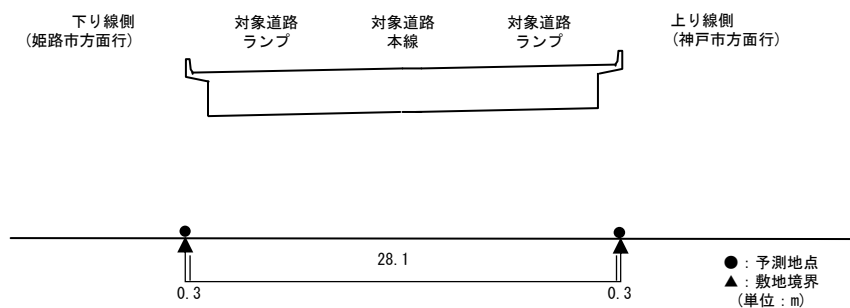


図 11.3-11(4) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 8】



【予測断面図：予測地点 9】

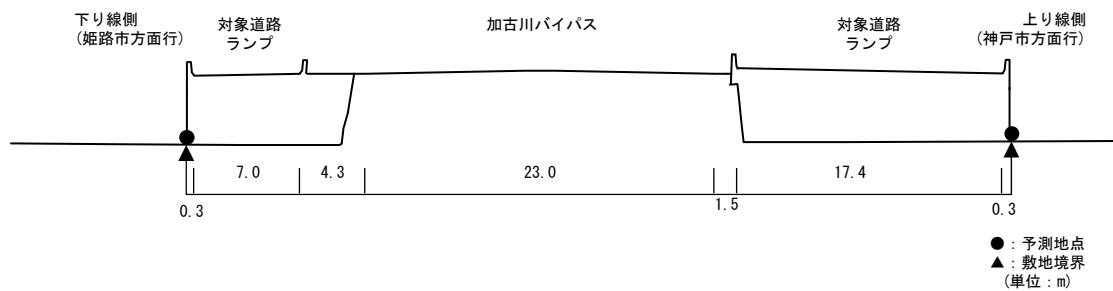
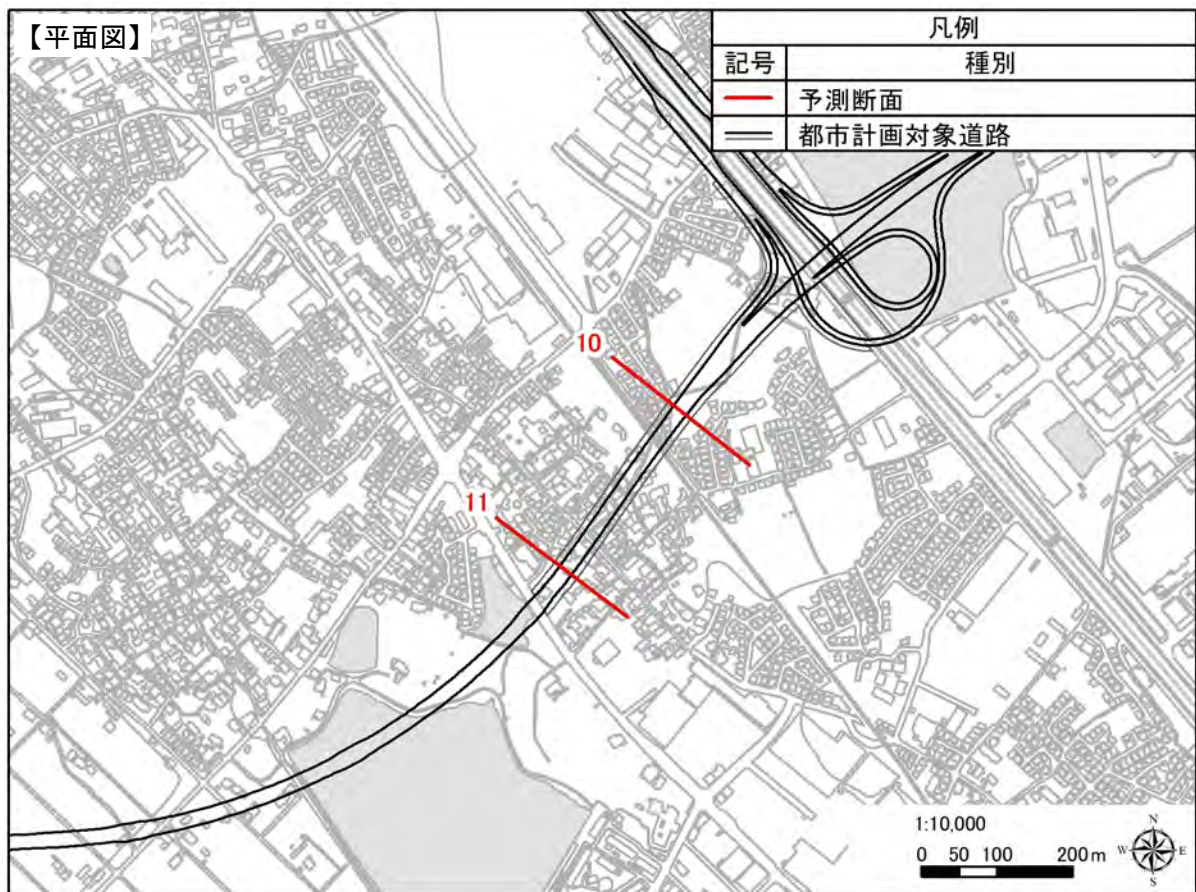
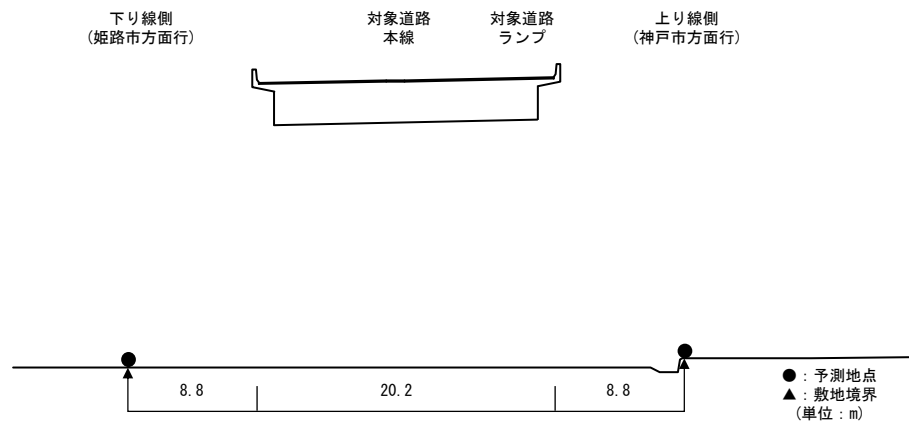


図 11.3-11(5) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 10】



【予測断面図：予測地点 11】

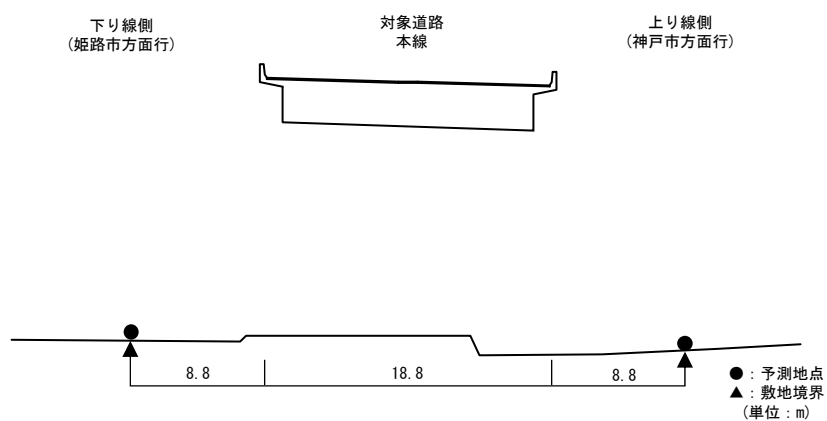
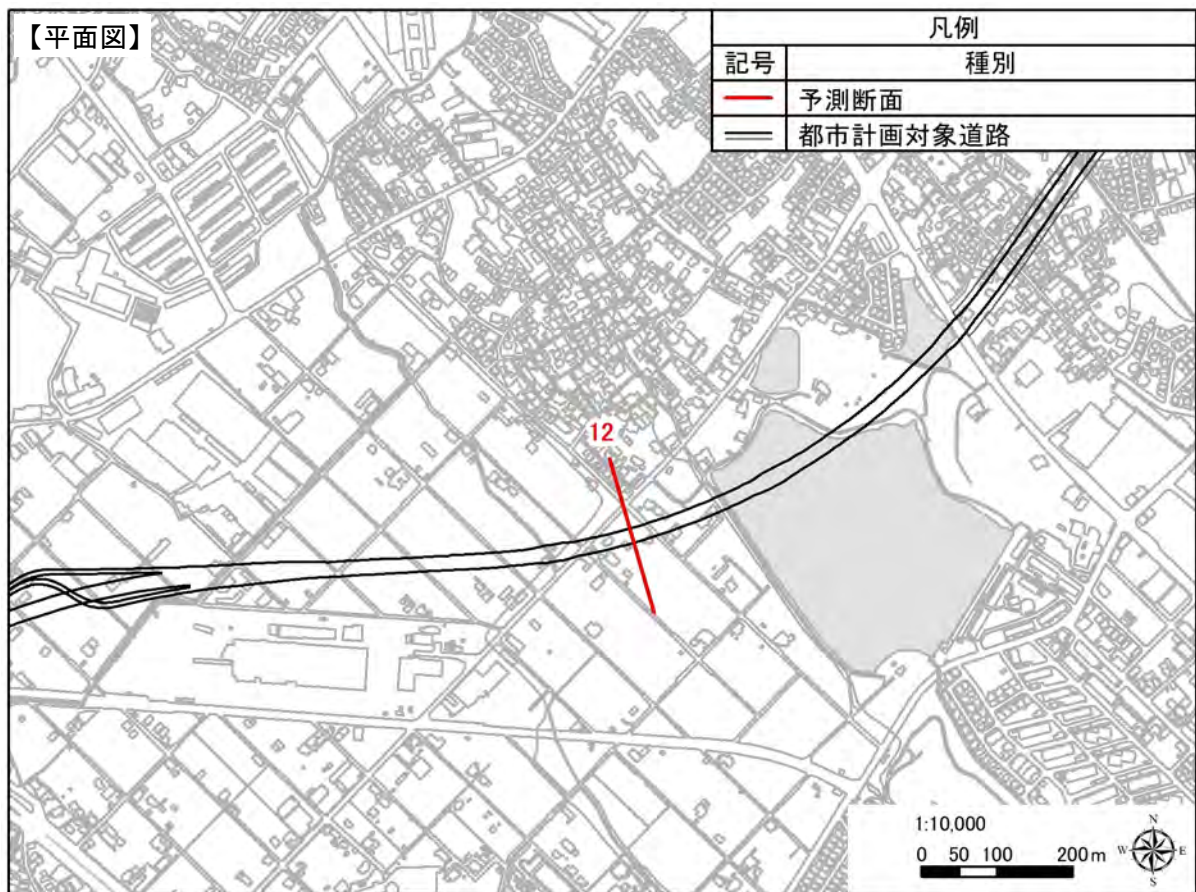


図 11.3-11(6) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 12】

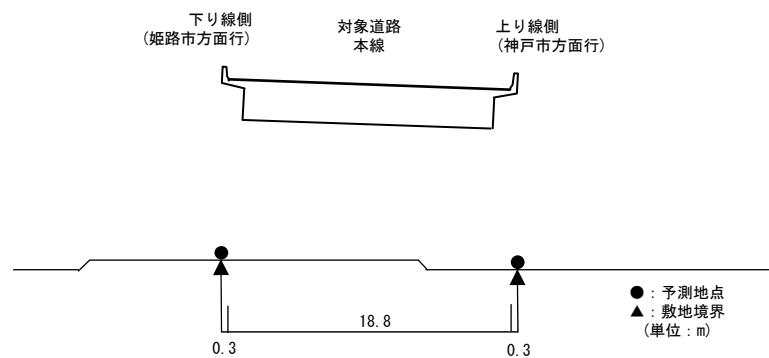
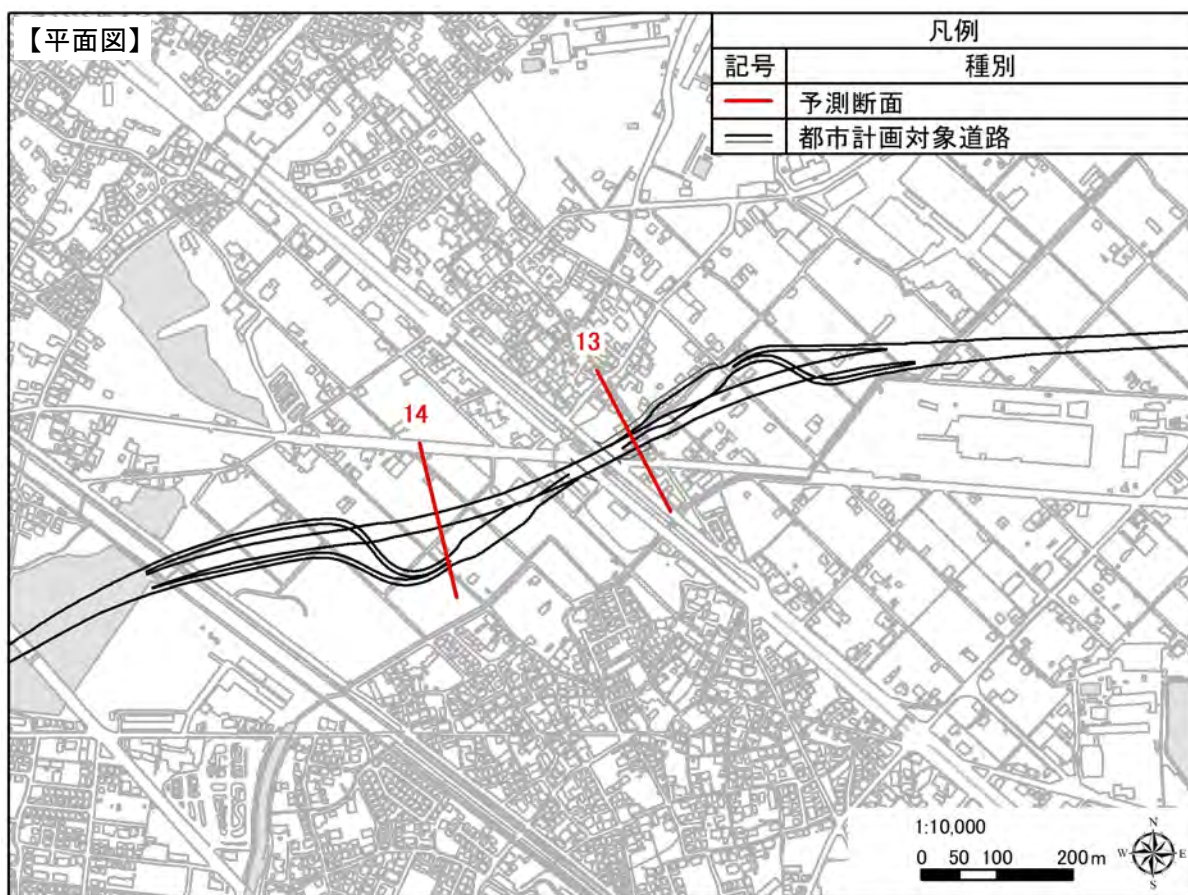
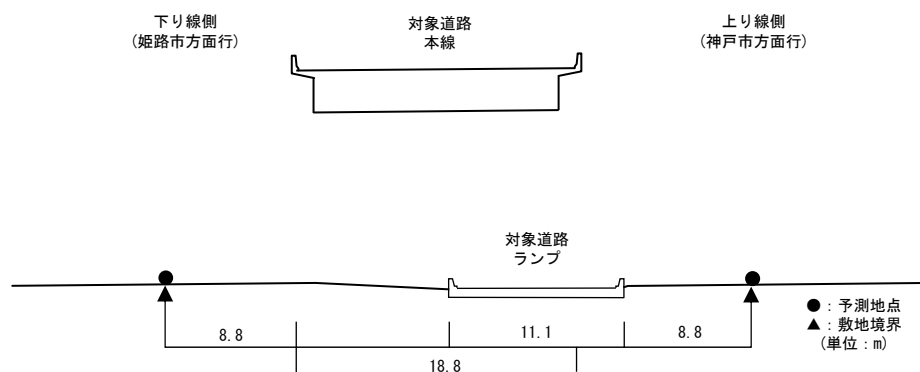


図 11.3-11(7) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 13】



【予測断面図：予測地点 14】

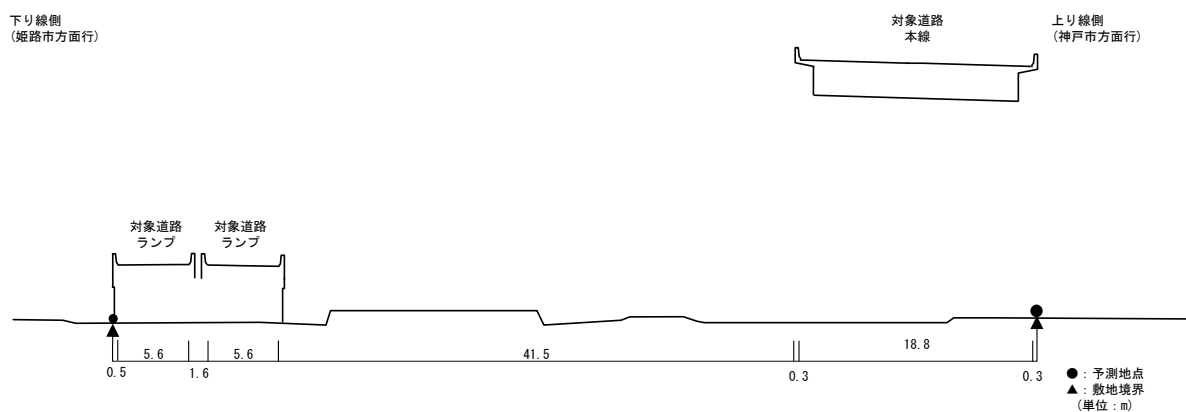
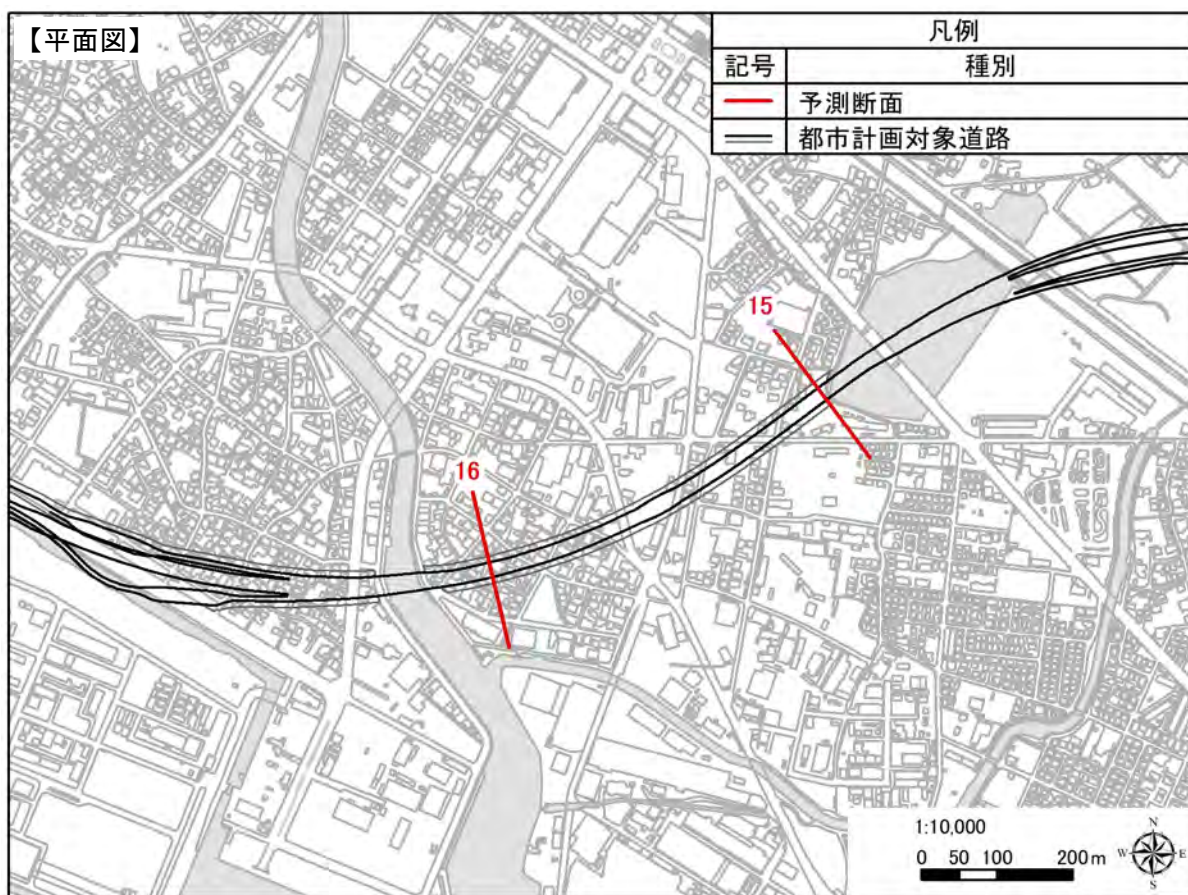
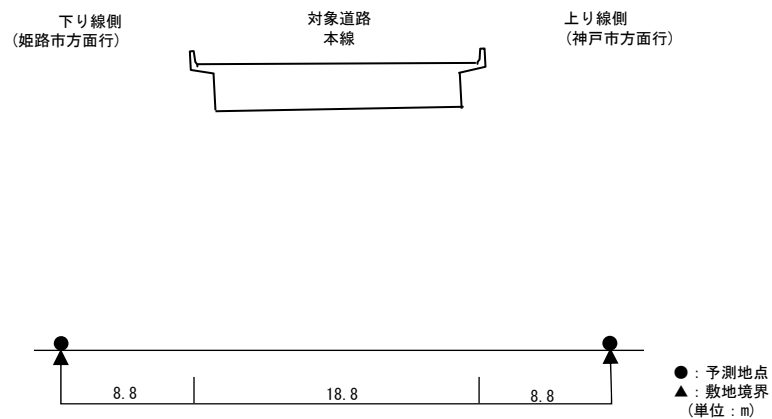


図 11.3-11(8) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 15】



【予測断面図：予測地点 16】

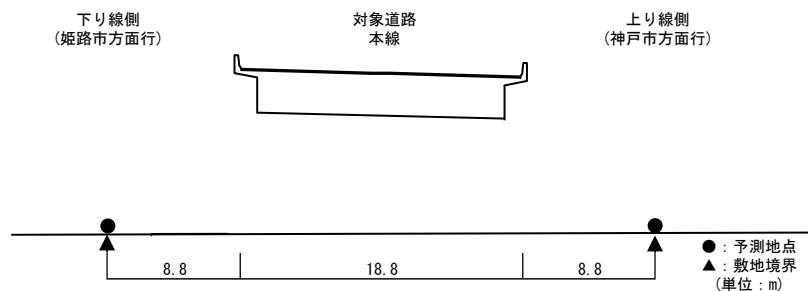
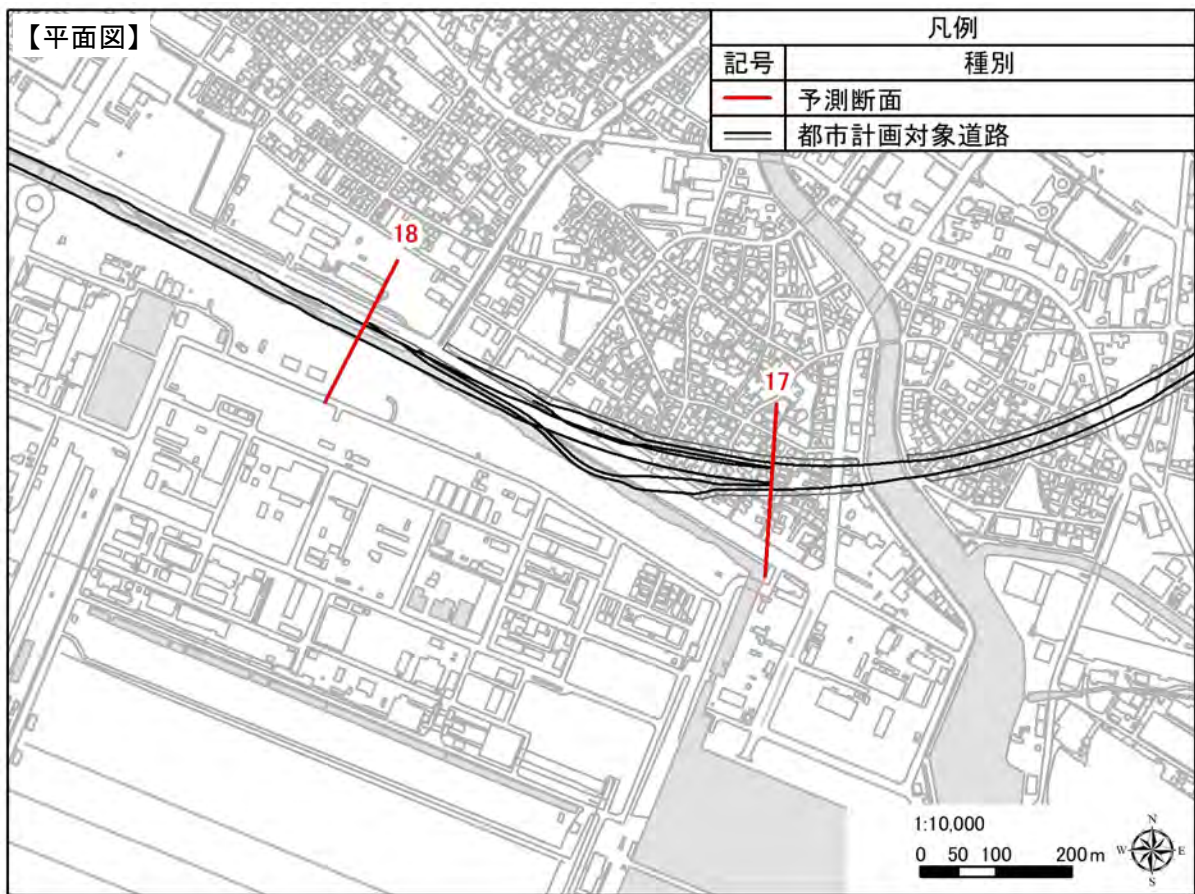
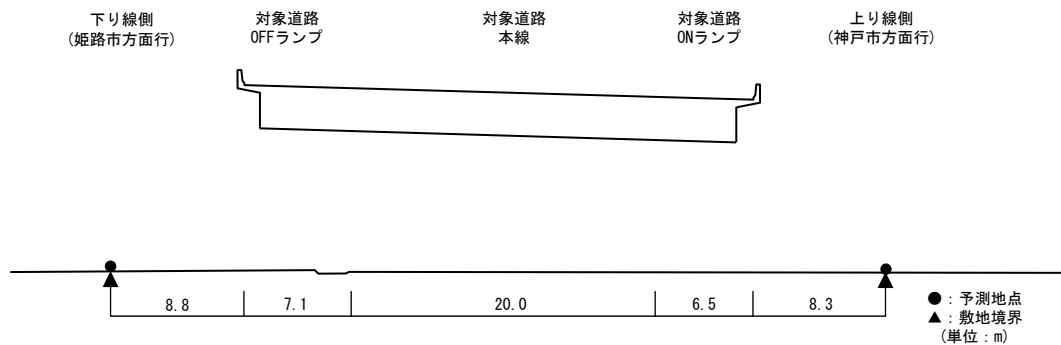


図 11.3-11(9) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 17】



【予測断面図：予測地点 18】

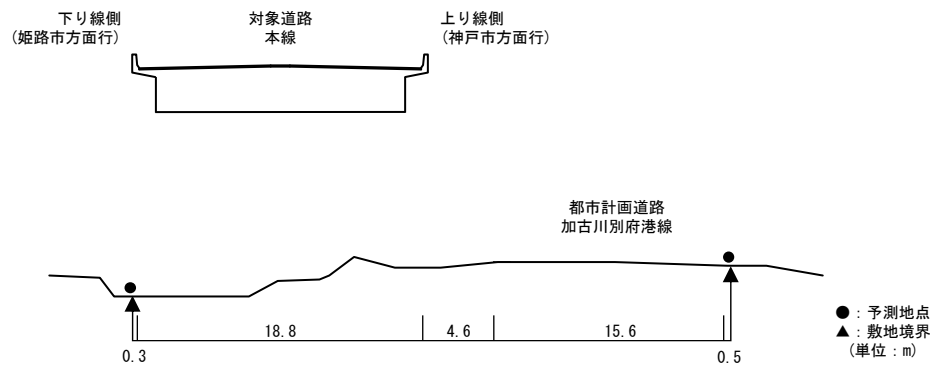
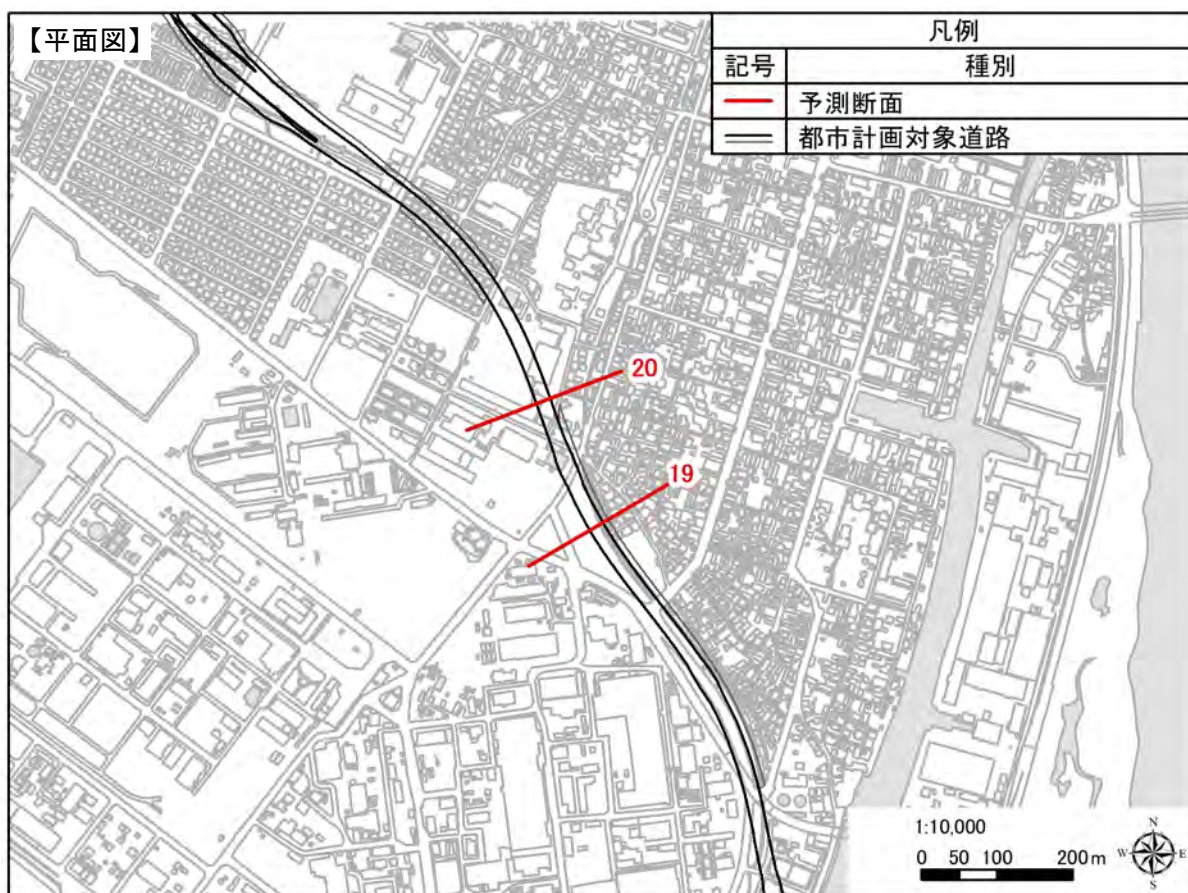
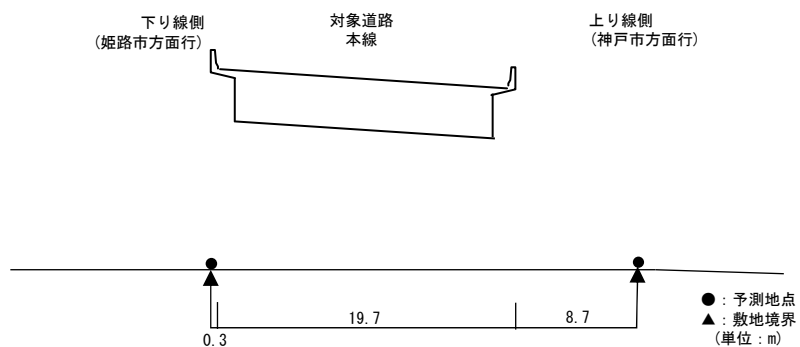


図 11.3-11(10) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 19】



【予測断面図：予測地点 20】

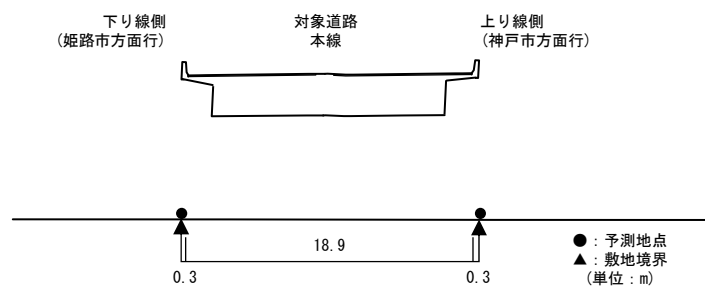
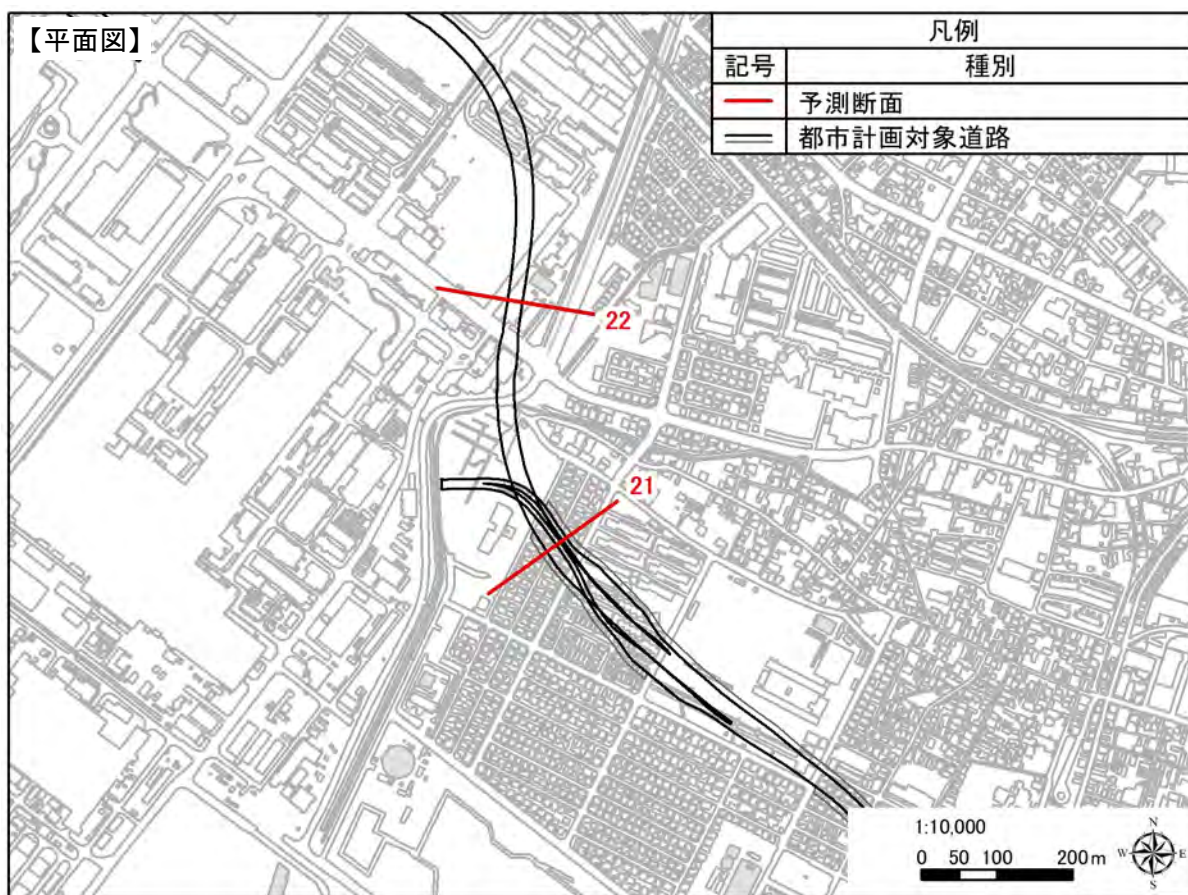
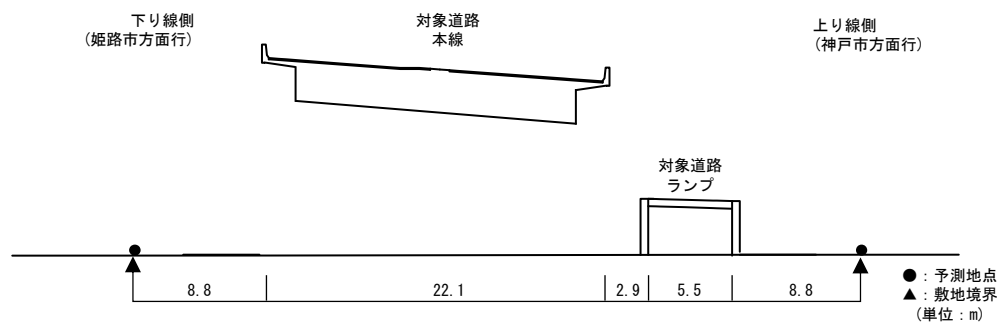


図 11.3-11(11) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 21】



【予測断面図：予測地点 22】

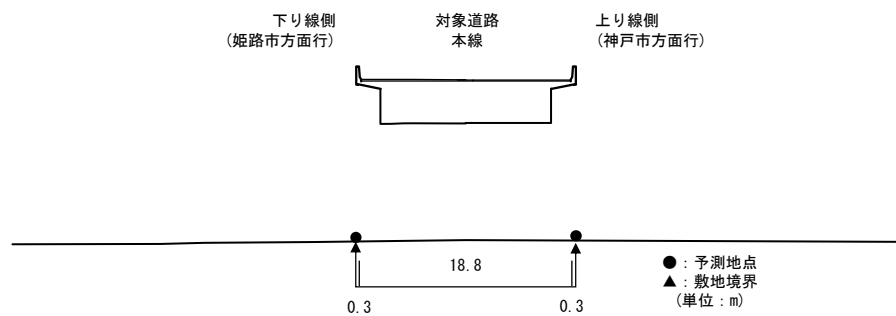
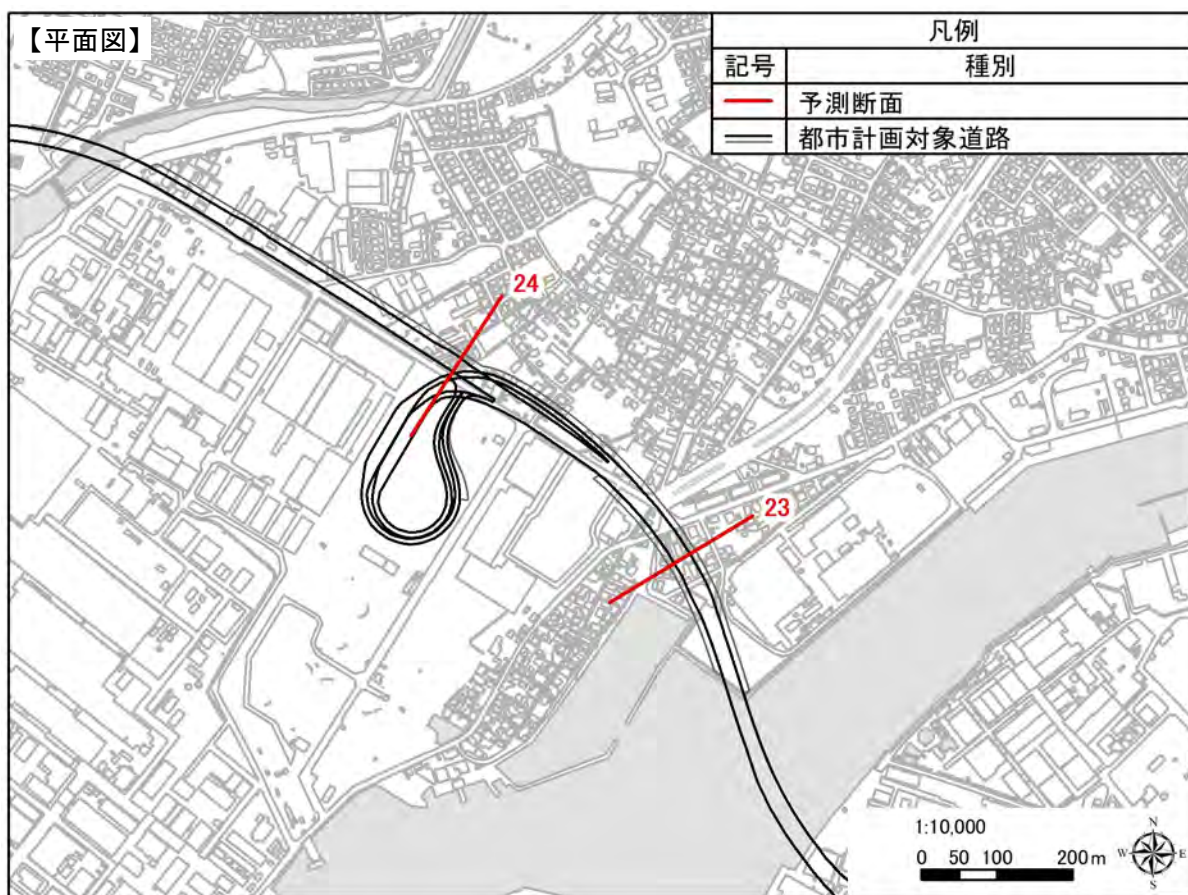
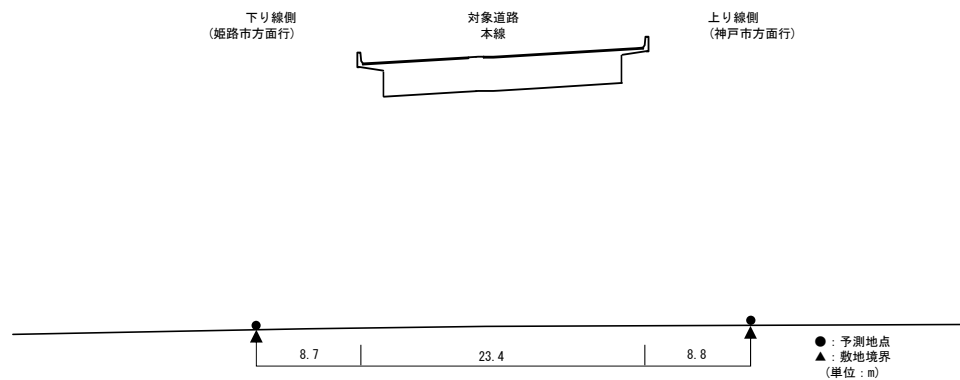


図 11.3-11(12) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 23】



【予測断面図：予測地点 24】

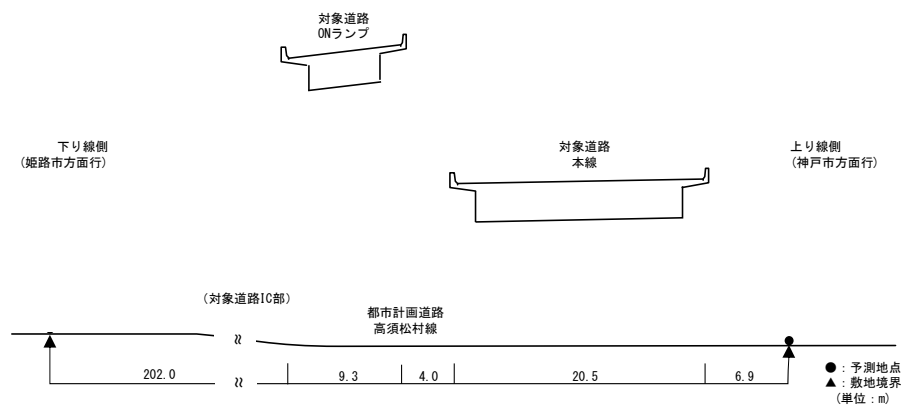
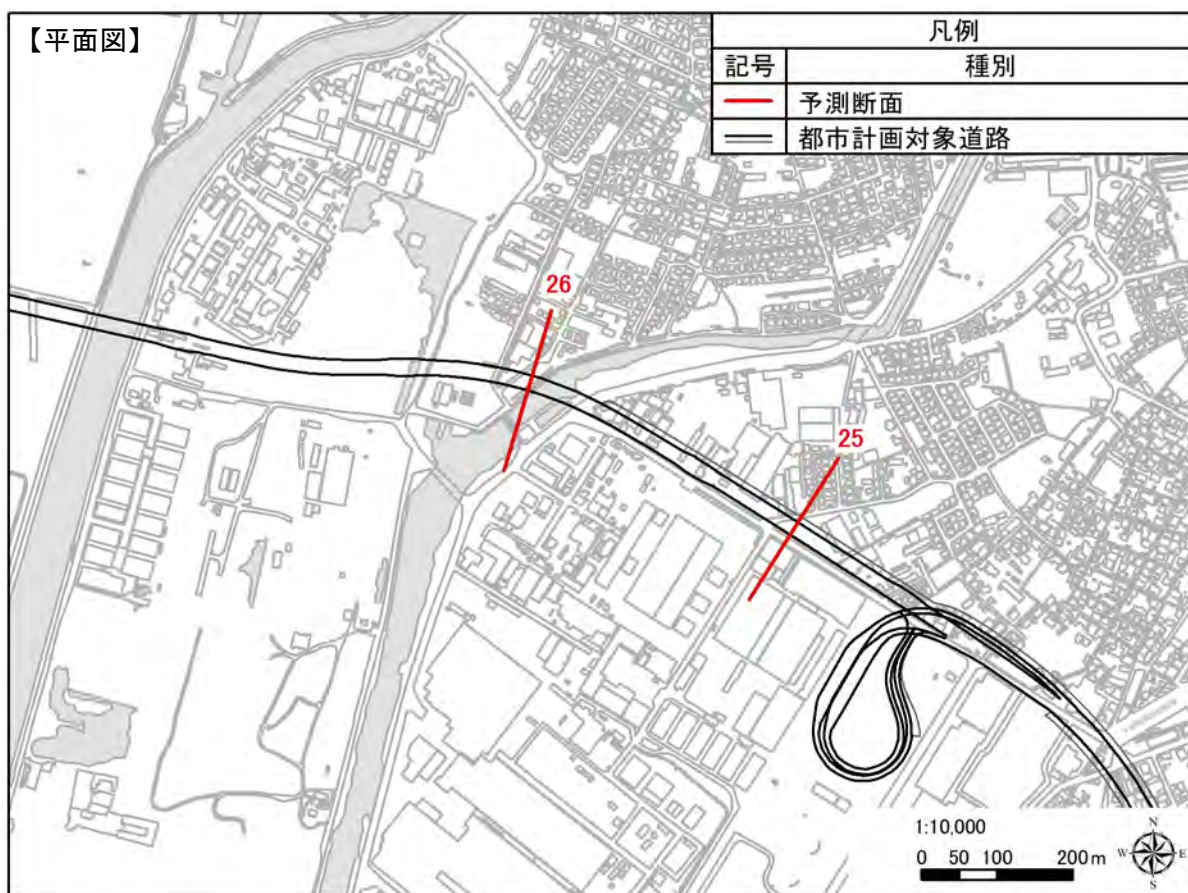
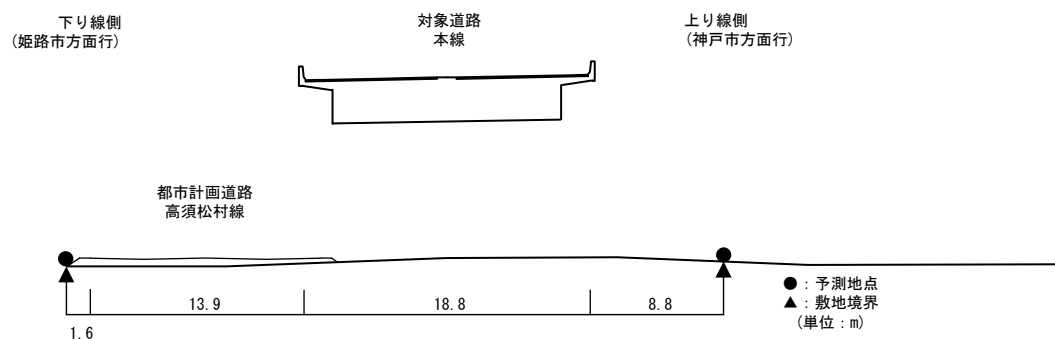


図 11.3-11(13) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 25】



【予測断面図：予測地点 26】

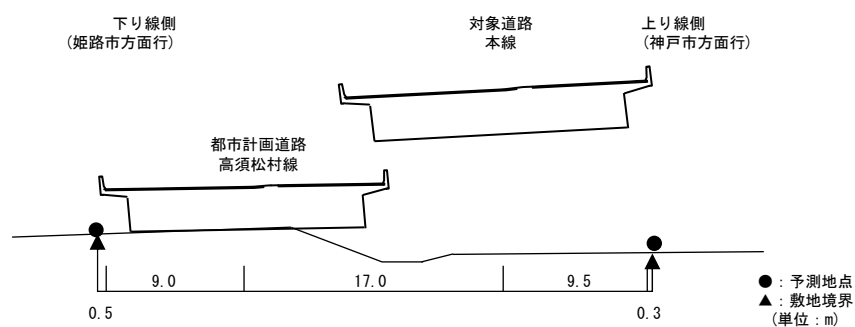
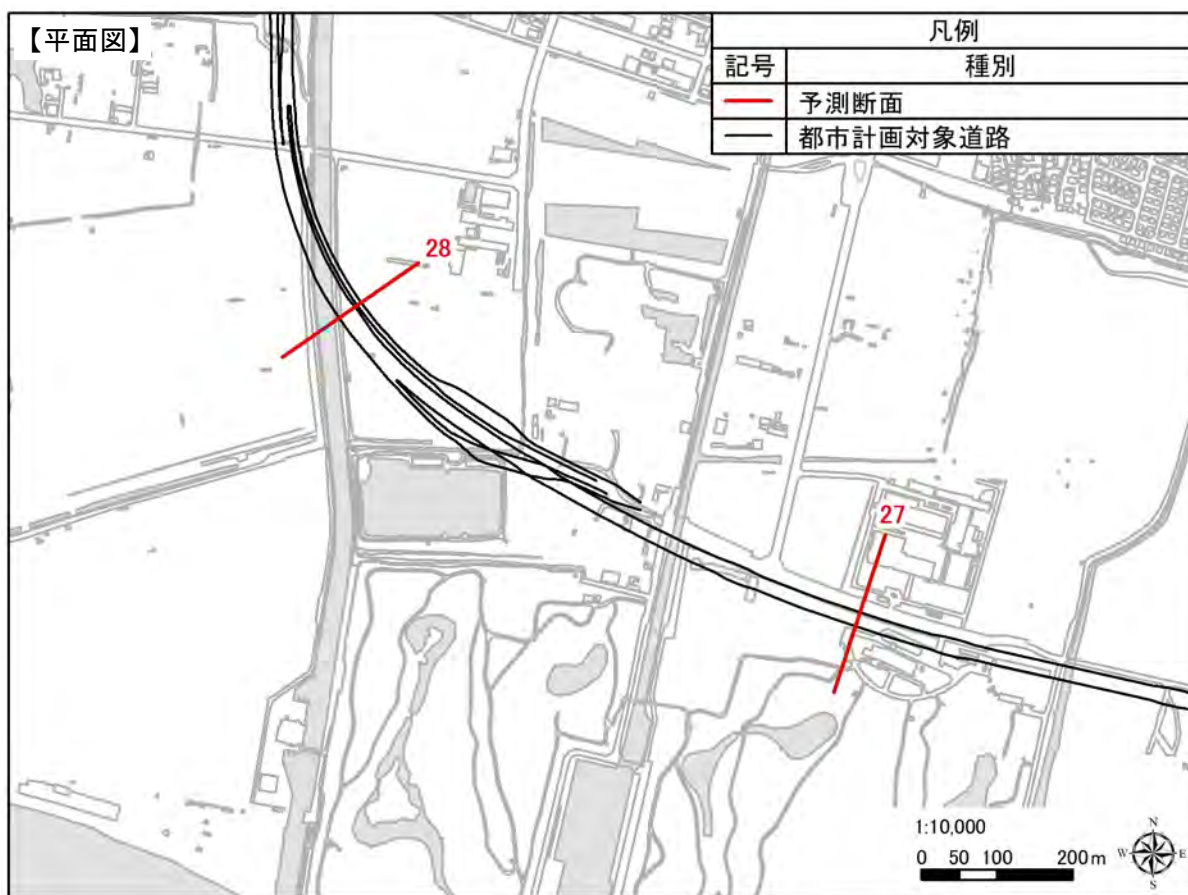
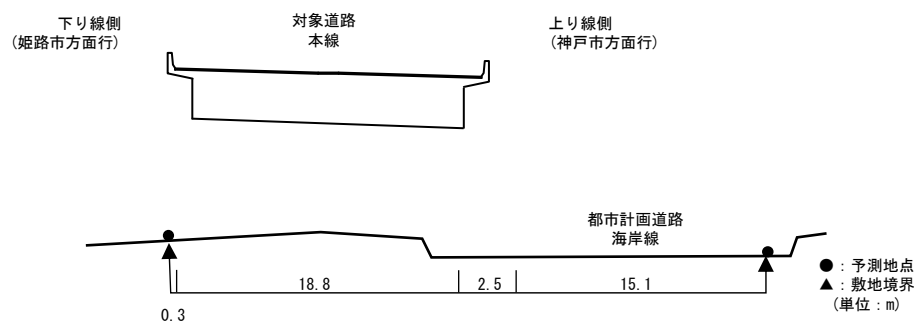


図 11.3-11(14) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 27】



【予測断面図：予測地点 28】

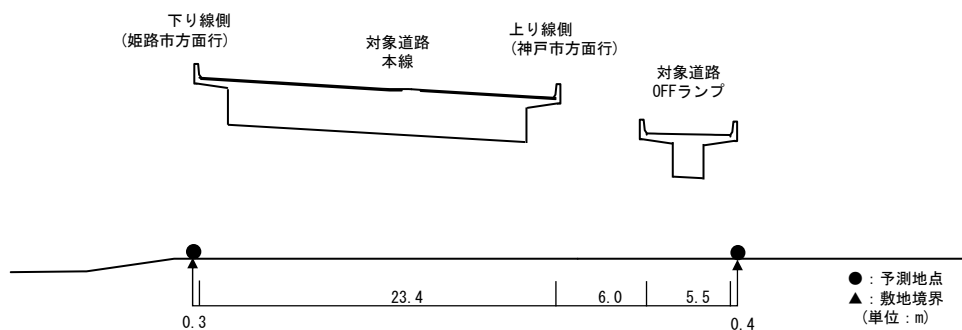
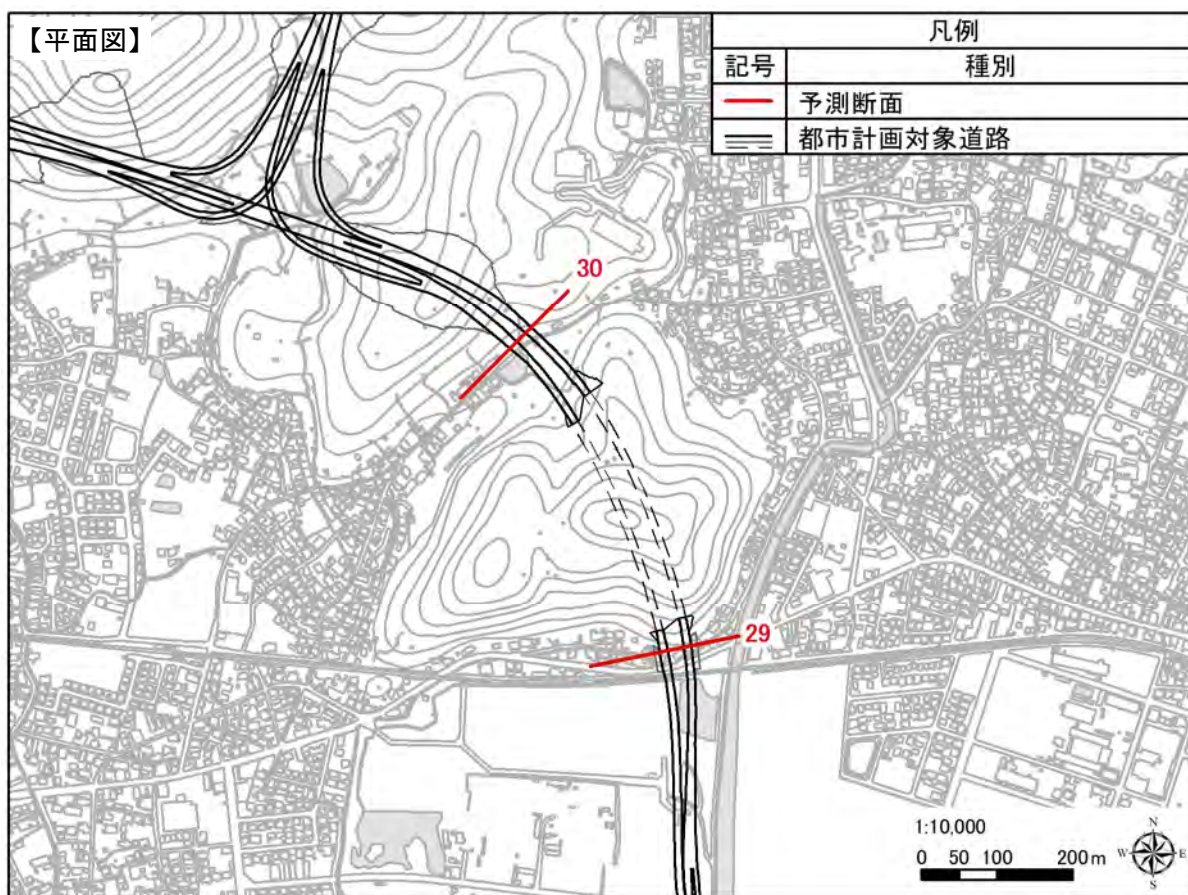
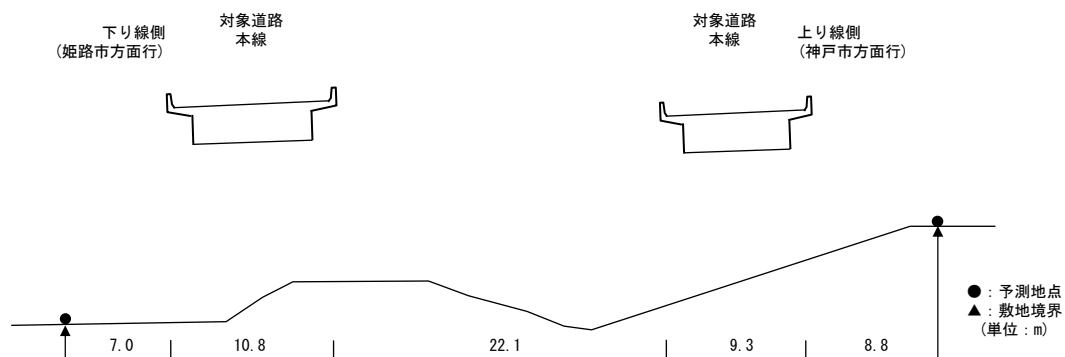


図 11.3-11 (15) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 29】



【予測断面図：予測地点 30】

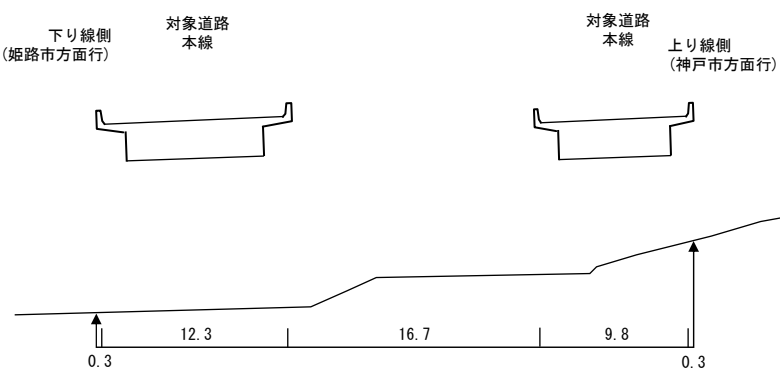
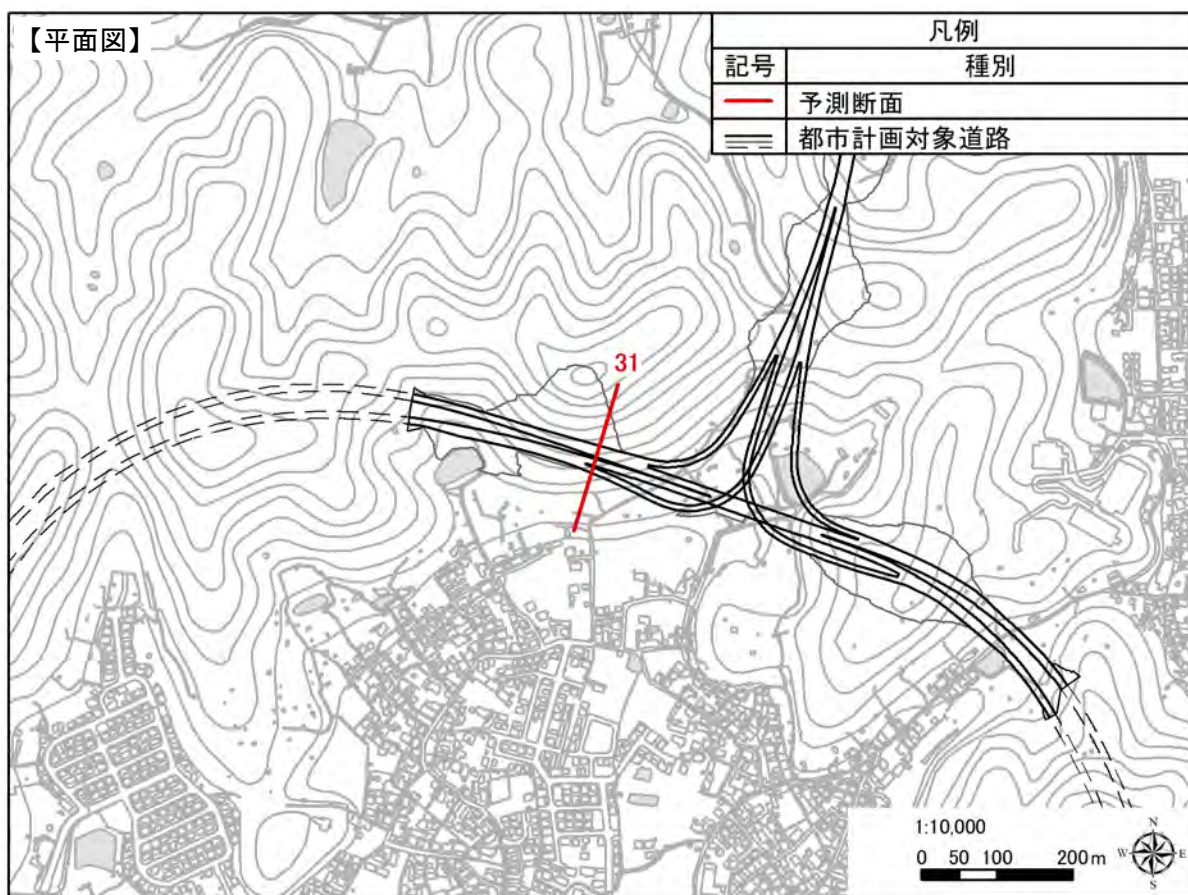


図 11.3-11(16) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 31】

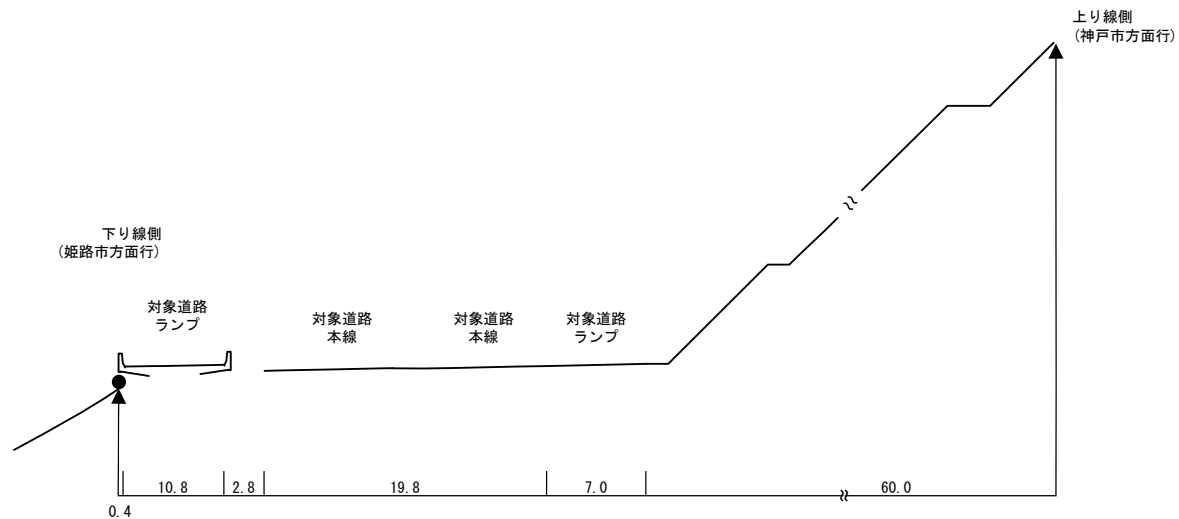
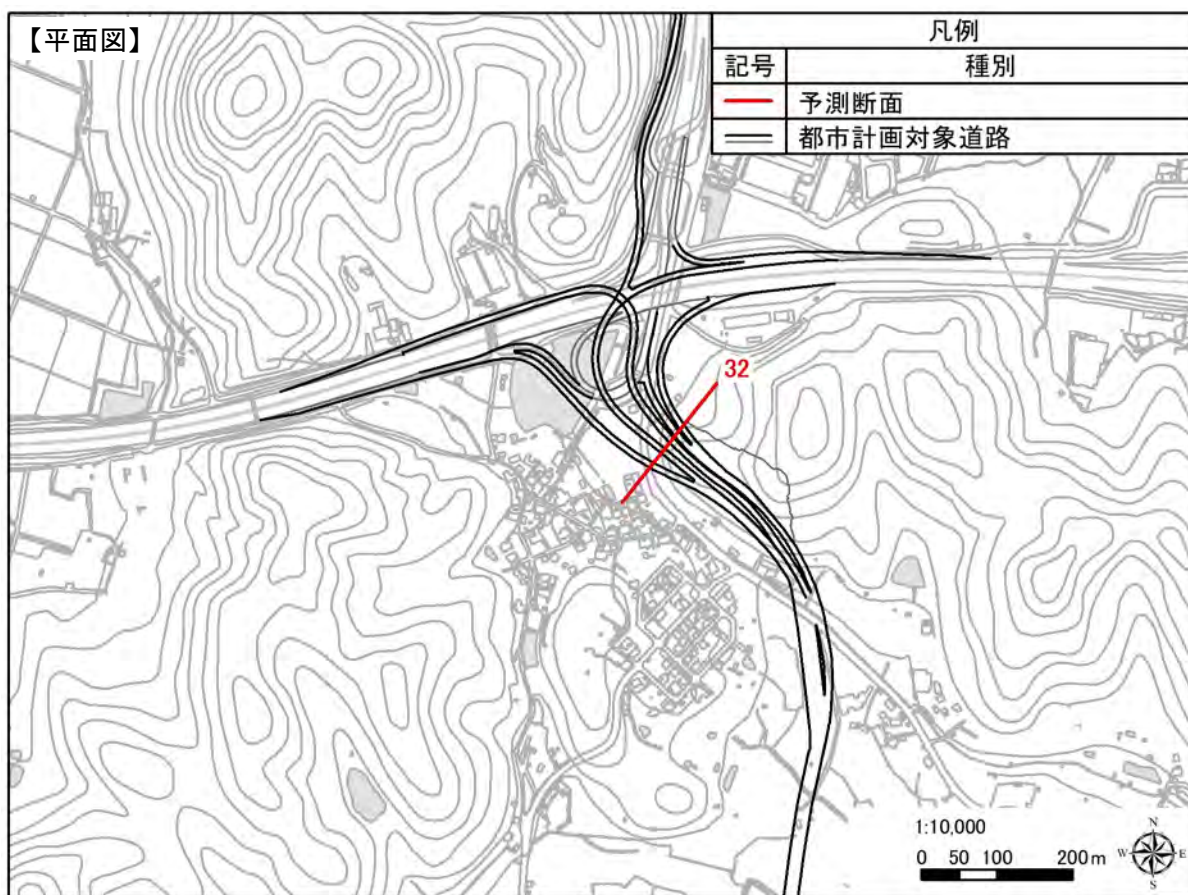


図 11. 3-11 (17) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 32】

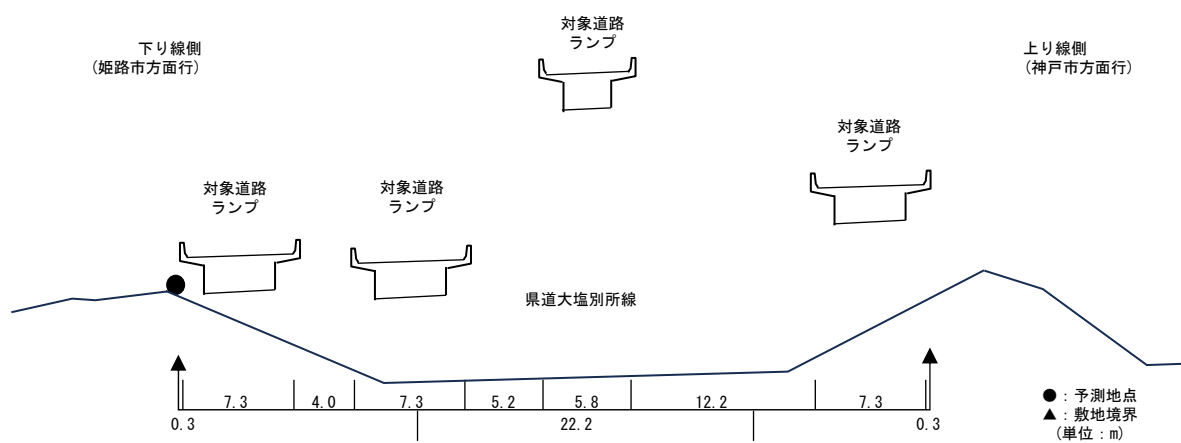
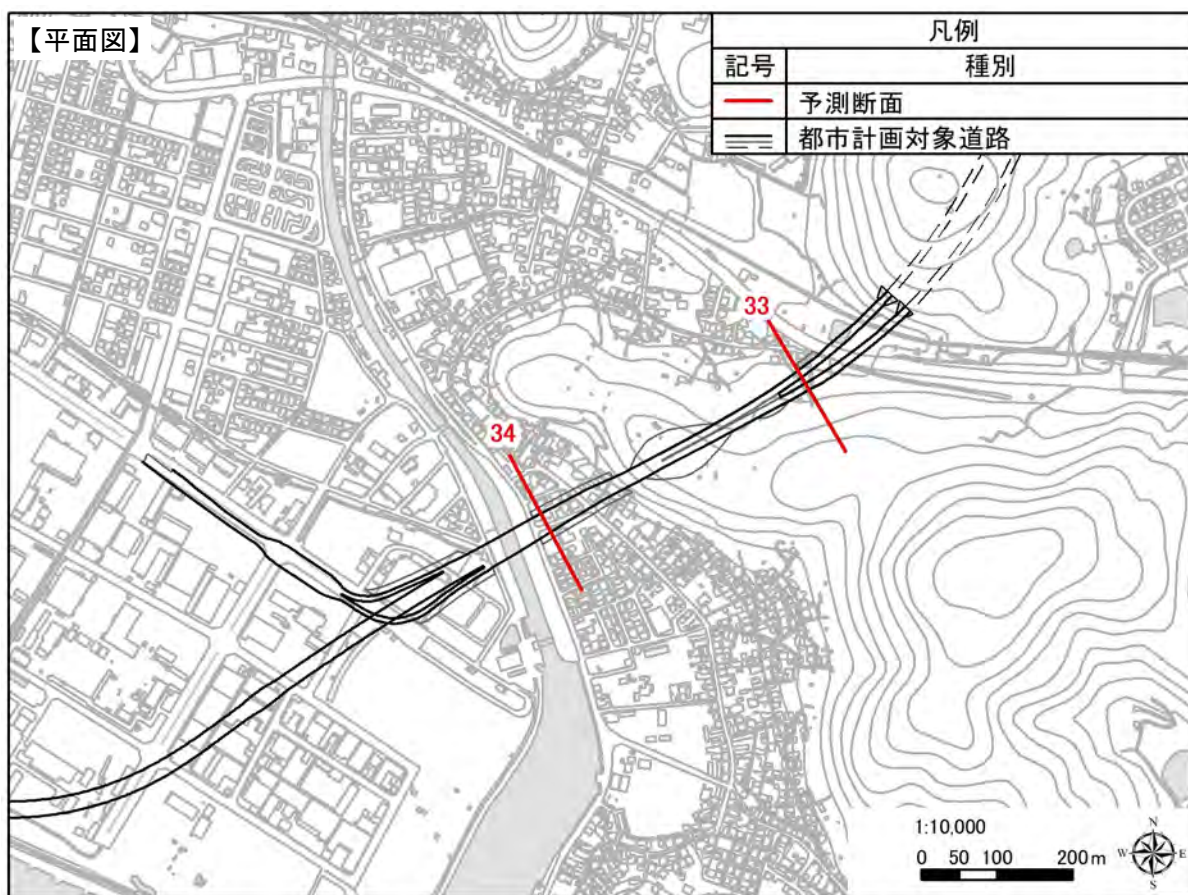
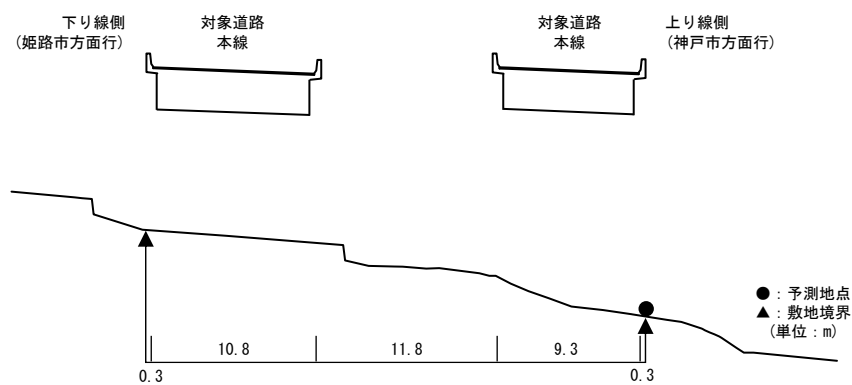


図 11.3-11(18) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 33】



【予測断面図：予測地点 34】

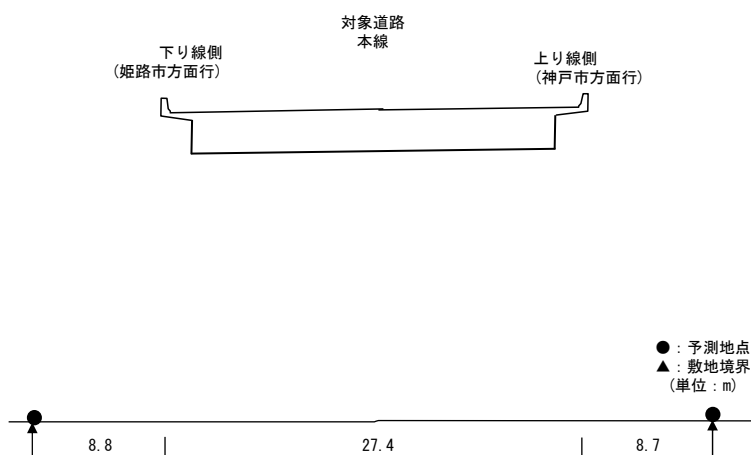
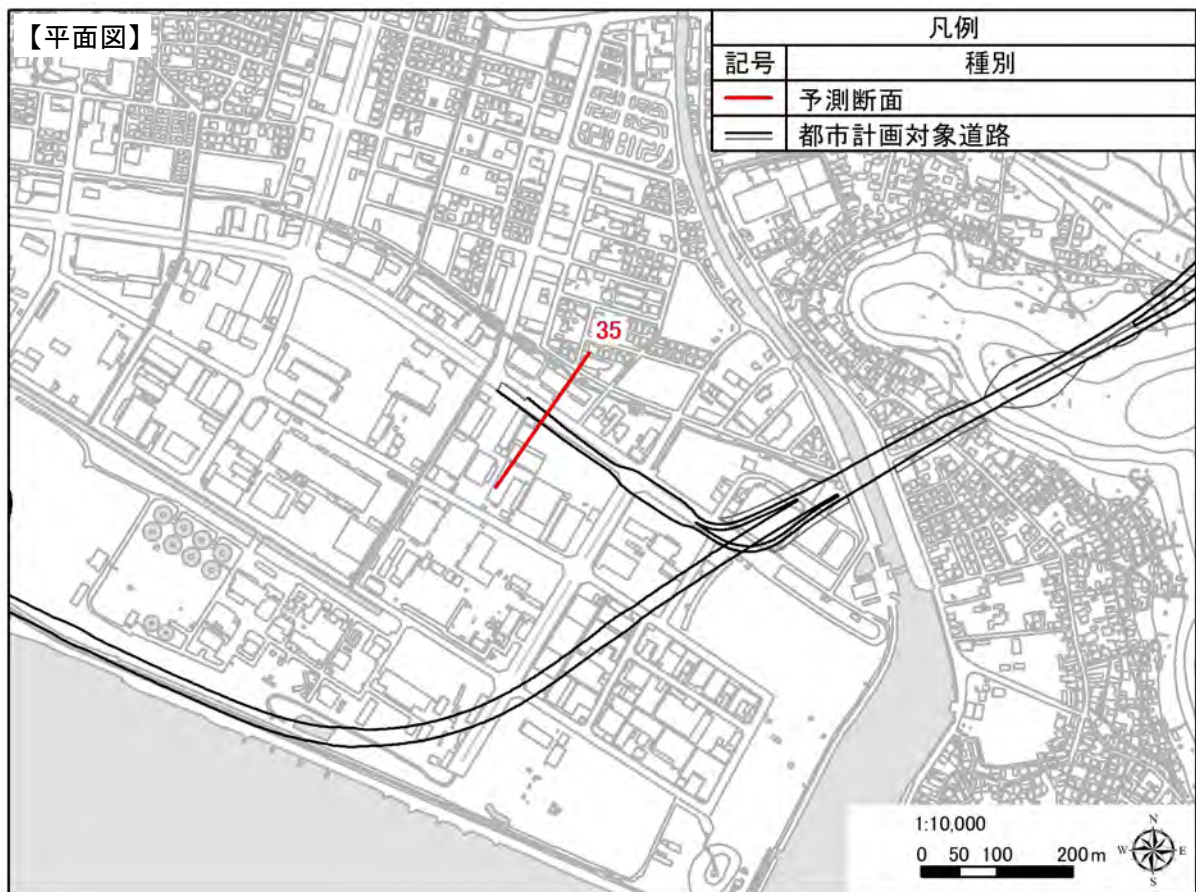


図 11.3-11(19) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 35】

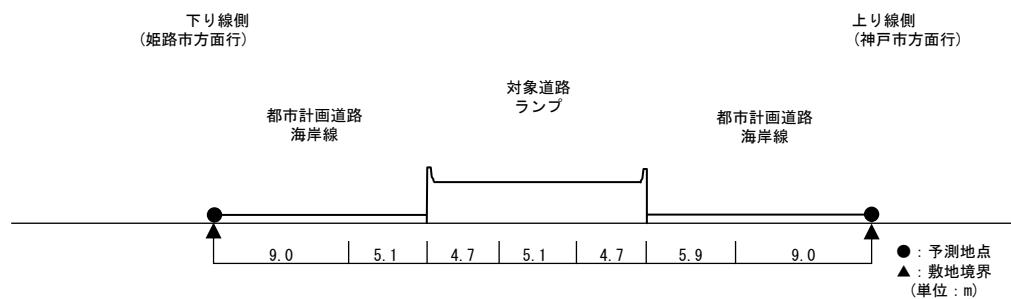
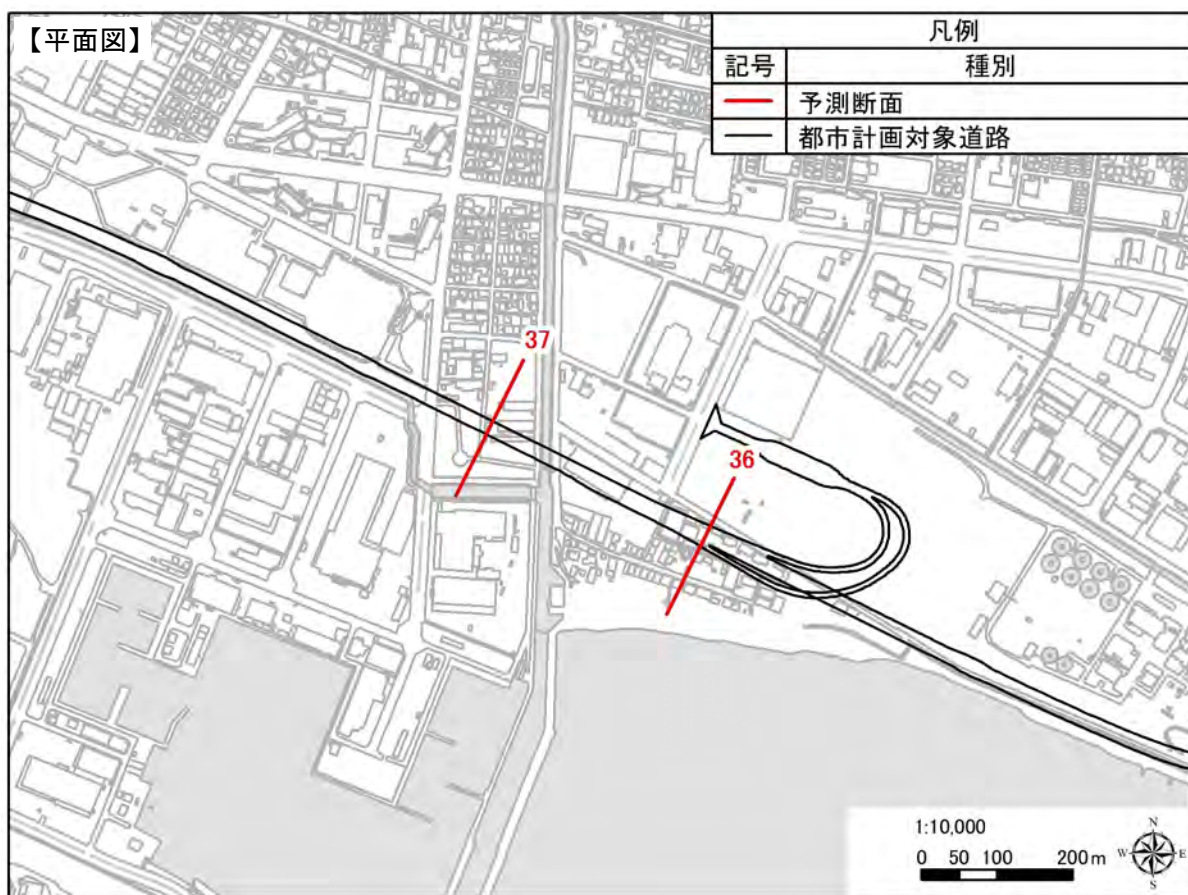
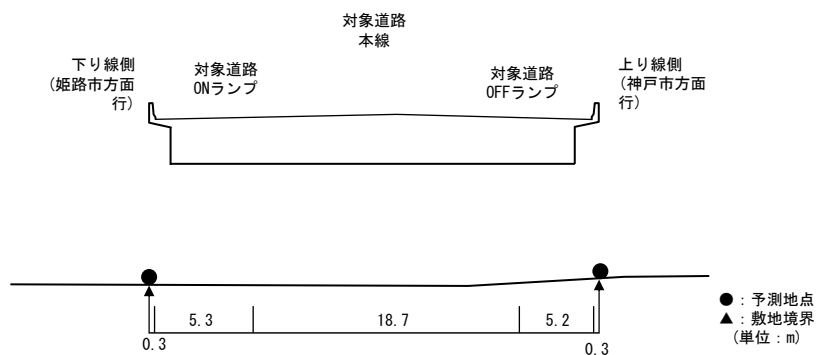


図 11.3-11 (20) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 36】



【予測断面図：予測地点 37】

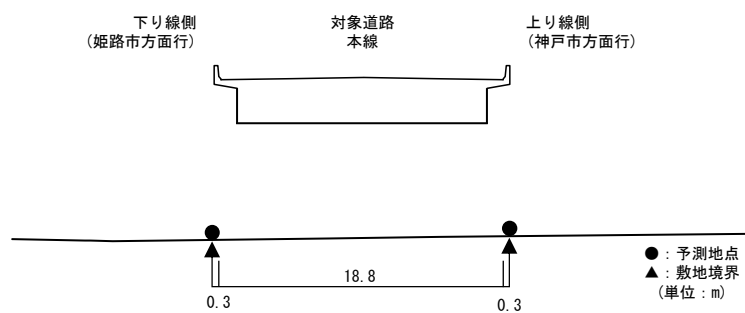
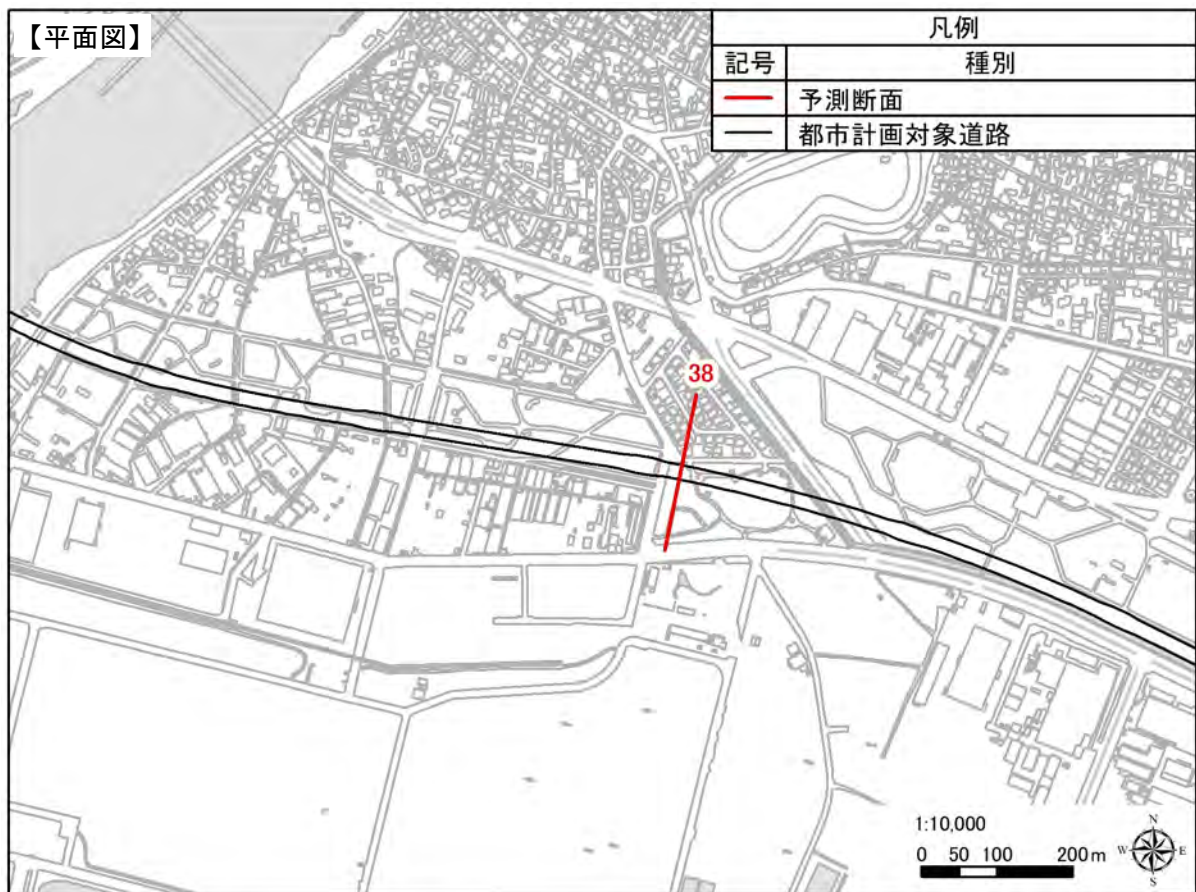


図 11.3-11 (21) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 38】

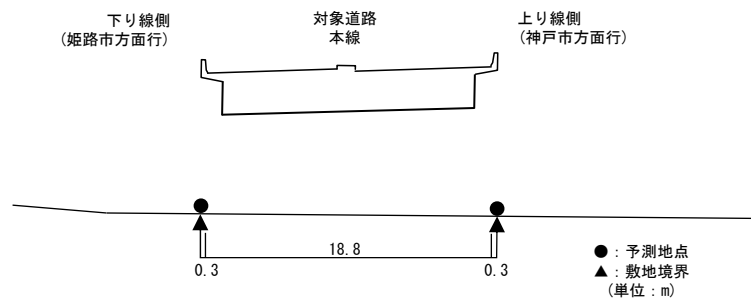
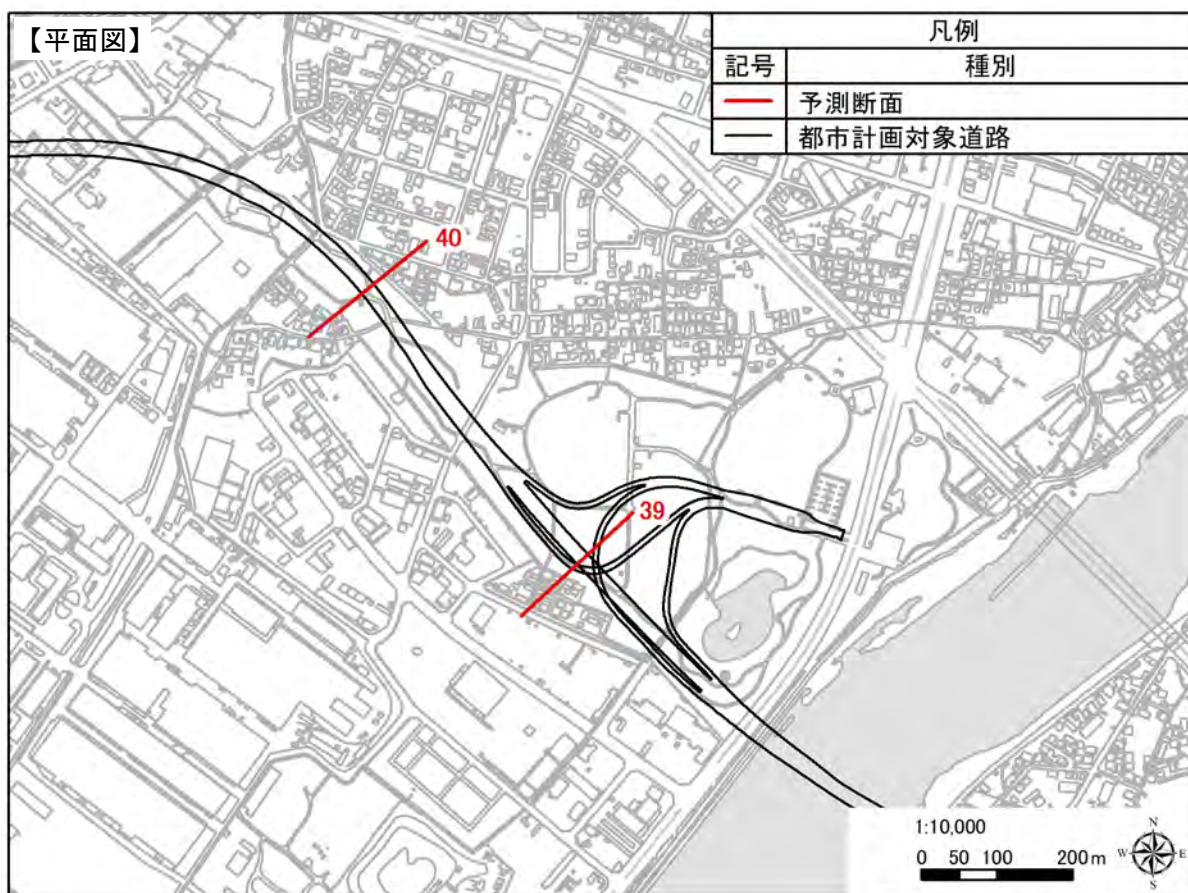
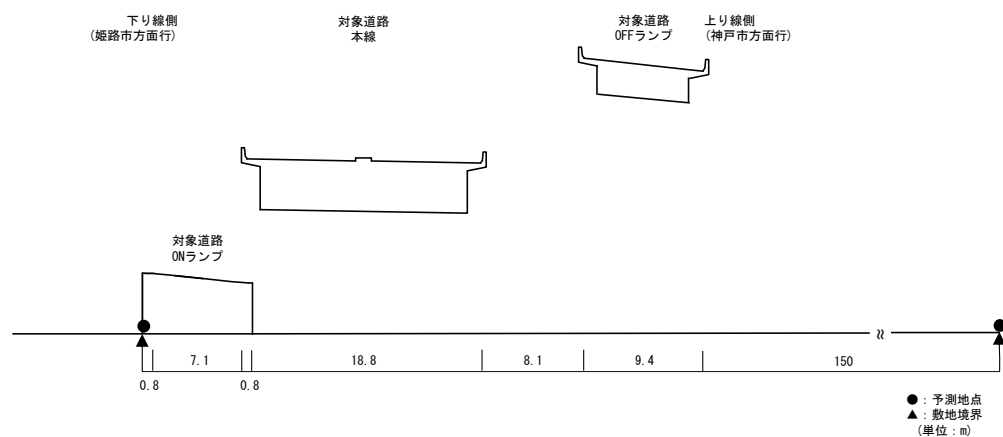


図 11.3-11 (22) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 39】



【予測断面図：予測地点 40】

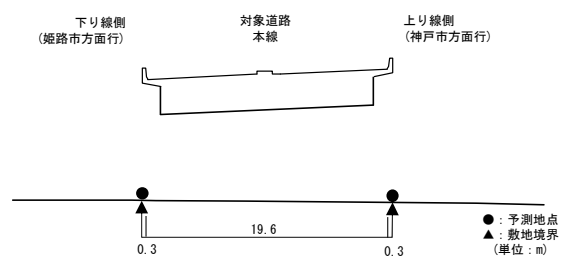
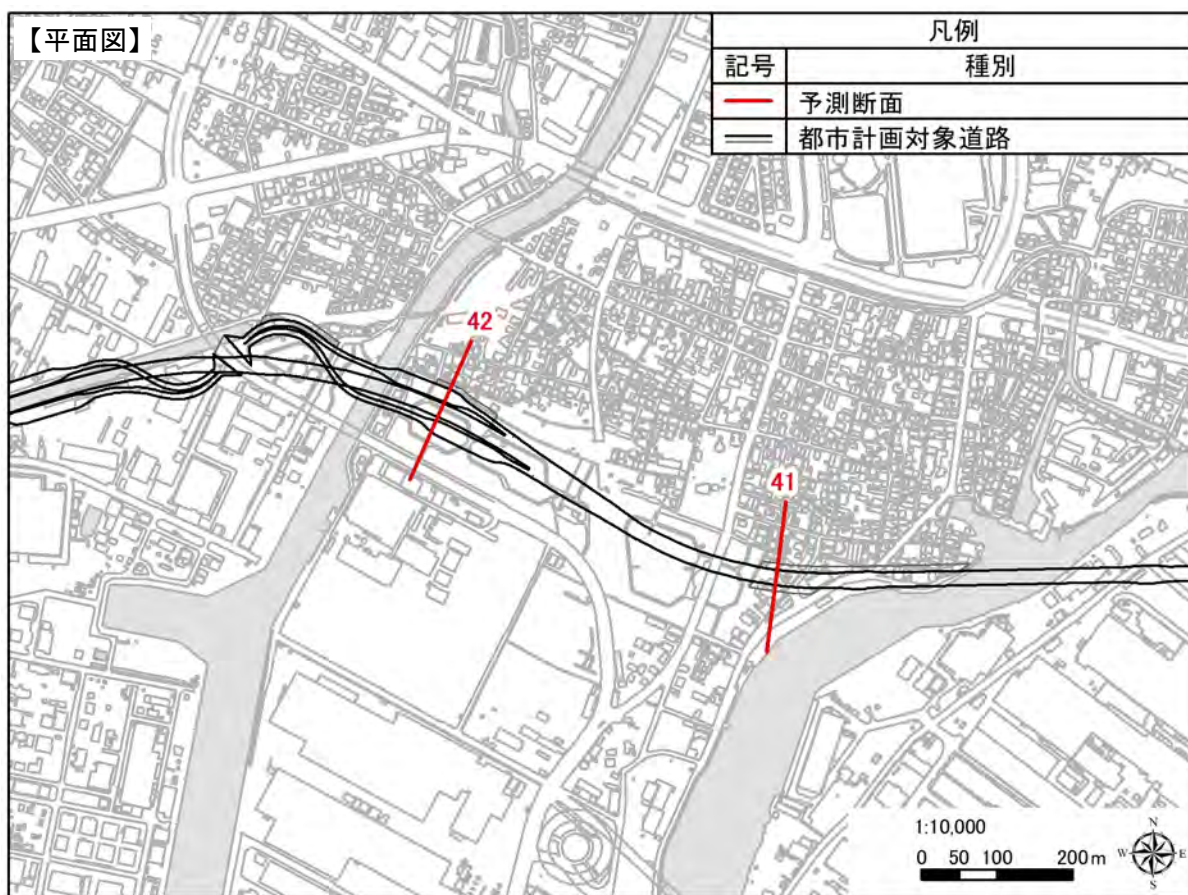
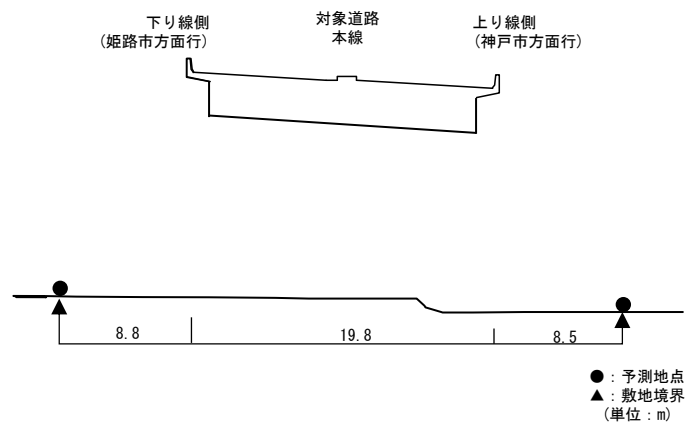


図 11.3-11 (23) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 41】



【予測断面図：予測地点 42】

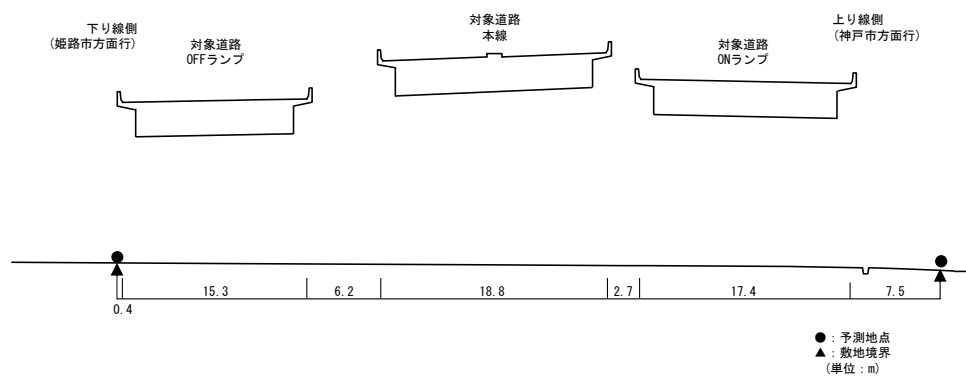
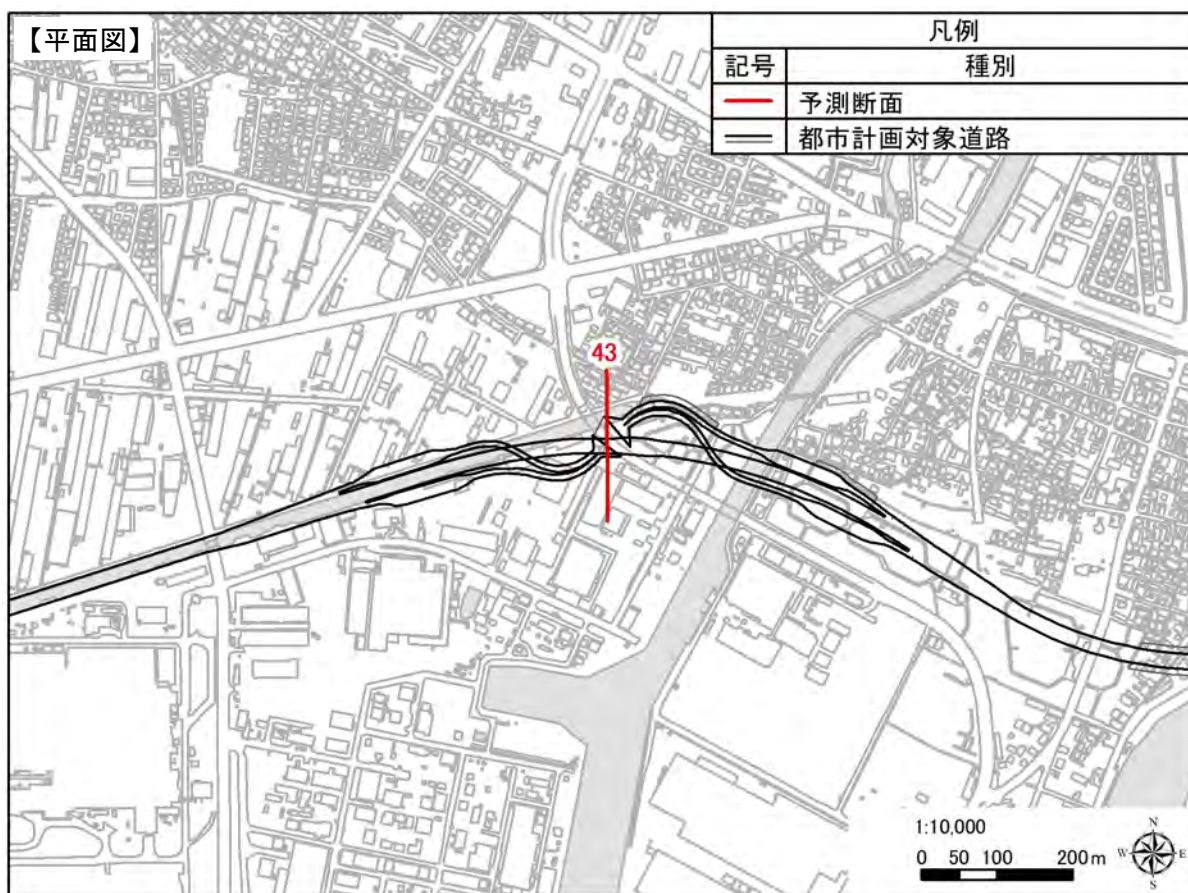


図 11.3-11 (24) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 43】

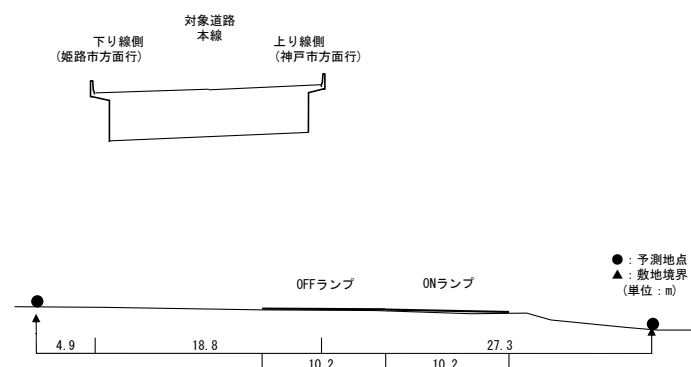
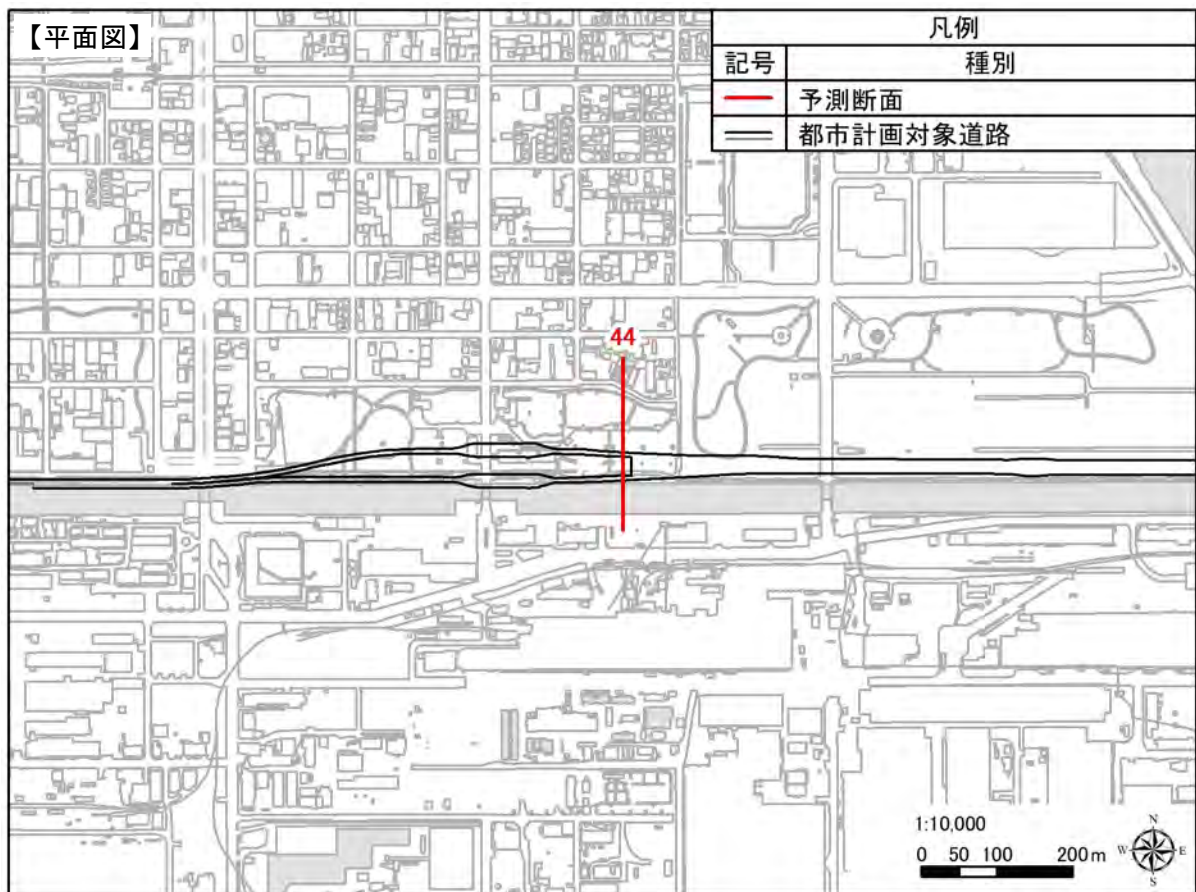


図 11.3-11 (25) 自動車の走行に係る振動 予測地点図



【予測断面図：予測地点 44】

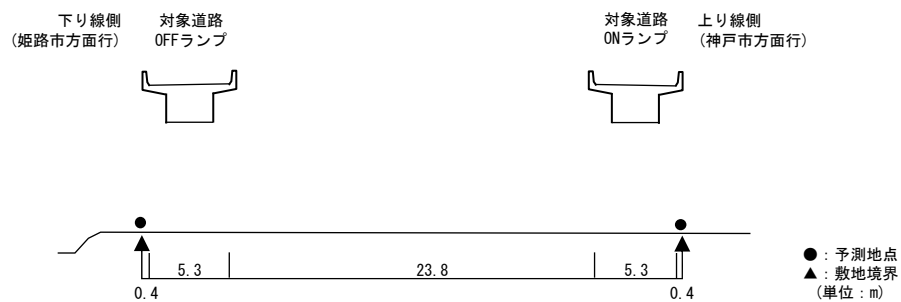


図 11.3-11 (26) 自動車の走行に係る振動 予測地点図

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期として、令和 22 年と設定しました。

⑤ 予測条件

i) 予測対象時間帯

予測対象時間帯は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の規定に基づく時間の区分としました。予測対象時間帯を表 11. 3-33 に示します。

表 11. 3-33 予測対象時間帯

時間区分	予測対象時間帯
昼間	8～19 時
夜間	19～ 8 時

ii) 交通条件

A) 計画日交通量

計画日交通量は、「11. 1. 3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様としました。

B) 車種別時間別交通量

車種別時間別交通量は、「11. 1. 3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様としました。

C) 走行速度

走行速度は、「11. 1. 3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様としました。

(2) 予測結果

各予測地点における予測結果は、表 11. 3-34 に示すとおりです。

予測の結果、自動車の走行に係る振動レベル(L_{10})は、昼間が 29～51dB、夜間が 28～50dB となり、基準以下になると考えられます。

表 11. 3-34(1) 自動車の走行に係る振動の予測結果

単位：dB

予測地点 番号	予測地点名	方向	予測結果(L_{10})		区域の区分	基準	
			昼間	夜間		昼間	夜間
1	神戸市西区福吉台	上り線側	46	45	第2種区域	70	65
		下り線側	41	40	第1種区域	65	60
2	神戸市西区岩岡町古郷	上り線側	29	28	第1種区域	65	60
		下り線側	30	29	第1種区域	65	60
3	明石市魚住町清水	上り線側	47	47	第2種区域	70	65
		下り線側	47	47	第2種区域	70	65
4	稲美町六分一(1)	上り線側	46	46	第1種区域	65	60
		下り線側	46	46	第1種区域	65	60
5	稲美町六分一(2)	上り線側	47	46	第1種区域	65	60
		下り線側	47	46	第1種区域	65	60
6	稲美町六分一(3)	上り線側	48	47	第1種区域	65	60
		下り線側	48	47	第1種区域	65	60
7	稲美町森安	上り線側	49	48	第1種区域	65	60
		下り線側	49	48	第1種区域	65	60
8	加古川市平岡町高畑(1)	上り線側	45	44	第2種区域	70	65
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
9	加古川市平岡町高畑(2)	上り線側	49	48	第2種区域	70	65
		下り線側	48	48	第2種区域	70	65
10	加古川市平岡町高畑(3)	上り線側	47	46	第2種区域	70	65
		下り線側	47	47	第2種区域	70	65
11	加古川市平岡町高畑(4)	上り線側	47	47	第1種区域	65	60
		下り線側	47	47	第1種区域	65	60
12	加古川市平岡町山之上	上り線側	48	47	第1種区域	65	60
		下り線側	47	47	第1種区域	65	60
13	加古川市平岡町中野(1)	上り線側	50	49	第1種区域	65	60
		下り線側	50	49	第1種区域	65	60
14	加古川市平岡町中野(2)	上り線側	48	47	第1種区域	65	60
		下り線側	45	44	第1種区域	65	60
15	播磨町宮西、 加古川市別府町西脇(1)	上り線側	46	46	第1種区域	65	60
		下り線側	46	46	第1種区域	65	60
16	加古川市別府町西脇(2)	上り線側	46	45	第1種区域	65	60
		下り線側	45	45	第1種区域	65	60
17	加古川市別府町東町	上り線側	45	45	第1種区域	65	60
		下り線側	45	45	第1種区域	65	60
18	加古川市別府町新野辺	上り線側	43	43	第1種区域	65	60
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
19	高砂市高砂町(1)	上り線側	48	47	第2種区域	70	65
		下り線側	49	48	第2種区域	70	65
20	高砂市高砂町(2)	上り線側	49	48	第1種区域	65	60
		下り線側	49	48	第1種区域	65	60
21	高砂市西畑	上り線側	48	47	第1種区域	65	60
		下り線側	48	47	第1種区域	65	60
22	高砂市荒井町新浜	上り線側	48	47	第2種区域	70	65
		下り線側	48	47	第2種区域	70	65

注1) 予測地点番号は図 11. 3-10 及び図 11. 3-11 の番号に対応しています。

注2) 時間区分は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に示された昼間(8～19 時)、夜間(19～8 時)を示します。

注3) 予測値は、時間区分ごとの予測対象時間帯のうち、最大となる時間帯における予測値を示します。

注4) 基準は、各予測地点の区域の区分に応じて設定された「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)による道路交通振動の要請限度を示します。

表 11. 3-34(2) 自動車の走行に係る振動の予測結果

単位：dB

予測地点 番号	予測地点名	方向	予測結果(L_{10})		区域の区分	基準	
			昼間	夜間		昼間	夜間
23	高砂市高須	上り線側	48	47	第2種区域	70	65
		下り線側	48	47	第2種区域	70	65
24	高砂市梅井(1)	上り線側	50	49	第2種区域	70	65
25	高砂市梅井(2)	上り線側	50	48	第2種区域	70	65
		下り線側	51	50	第2種区域	70	65
26	高砂市曾根町	上り線側	47	46	第1種区域	65	60
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
27	姫路市大塩町(1)	上り線側	48	47	第1種区域	65	60
		下り線側	48	47	第1種区域	65	60
28	姫路市大塩町(2)	上り線側	46	46	第1種区域	65	60
		下り線側	47	47	第1種区域	65	60
29	姫路市の形町の形(1)	上り線側	47	47	第1種区域	65	60
		下り線側	47	47	第1種区域	65	60
30	姫路市の形町の形(2)	上り線側	47	48	第1種区域	65	60
		下り線側	48	48	第1種区域	65	60
31	姫路市の形町の形(3)	下り線側	49	48	第1種区域	65	60
32	姫路市の形町の形(4)、 高砂市北浜町西浜	下り線側	44	44	第1種区域	65	60
33	姫路市八家	上り線側	43	42	第1種区域	65	60
34	姫路市木場	上り線側	44	43	第1種区域	65	60
		下り線側	44	43	第1種区域	65	60
35	姫路市木場前中町	上り線側	38	36	第2種区域	70	65
		下り線側	38	36	第2種区域	70	65
36	姫路市白浜町(1)	上り線側	43	42	第2種区域	70	65
		下り線側	43	42	第2種区域	70	65
37	姫路市白浜町(2)	上り線側	44	43	第2種区域	70	65
		下り線側	44	43	第2種区域	70	65
38	姫路市飾磨区妻鹿東海町	上り線側	45	44	第2種区域	70	65
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
39	姫路市飾磨区中島(1)	上り線側	42	41	第2種区域	70	65
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
40	姫路市飾磨区中島(2)	上り線側	46	45	第2種区域	70	65
		下り線側	46	45	第2種区域	70	65
41	姫路市飾磨区須加	上り線側	44	43	第2種区域	70	65
		下り線側	43	42	第2種区域	70	65
42	姫路市飾磨区細江	上り線側	43	41	第2種区域	70	65
		下り線側	43	42	第2種区域	70	65
43	姫路市飾磨区構	上り線側	43	42	第2種区域	70	65
		下り線側	45	44	第2種区域	70	65
44	姫路市広畑区鶴町	上り線側	41	40	第2種区域	70	65
		下り線側	41	40	第2種区域	70	65

注1) 予測地点番号は図 11. 3-10 及び図 11. 3-11 の番号に対応しています。

注2) 時間区分は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に示された昼間(8～19 時)、夜間(19～8 時)を示します。

注3) 予測値は、時間区分ごとの予測対象時間帯のうち、最大となる時間帯における予測値を示します。

注4) 基準は、各予測地点の区域の区分に応じて設定された「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)による道路交通振動の要請限度を示します。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

予測の結果、自動車の走行に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。

このことから、自動車の走行に係る振動に対する環境保全措置は検討しないこととしました。

(2) 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

② 基準又は目標との整合性の検討

予測により求めた振動レベルについて、表 11. 3-35 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価しました。

表 11. 3-35 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	基準		
		区域の区分	時間区分	基準値
振動レベルの 80% レンジの上端値 (L_{10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)による道路交通振動の要請限度	第 1 種区域	昼間	65dB 以下
			夜間	60dB 以下
		第 2 種区域	昼間	70dB 以下
			夜間	65dB 以下

注 1) 区域の区分は以下に示すとおりです。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であり、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であり、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 時間区分は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に示された昼間(8～19 時)、夜間(19～8 時)を示します。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路事業は、道路の計画段階において、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。

これらのことから、自動車の走行に係る振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

② 基準又は目標との整合性の検討

整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果は、表 11. 3-36 に示すとおりです。

各予測地点における自動車の走行に係る振動の予測結果(L_{10})は昼間が 29～51dB、夜間が 28～50dB となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。

表 11. 3-36(1) 基準又は目標との整合性に係る評価結果

単位：dB

予測地点 番号	予測地点名	方向	予測結果(L_{10})		基準又は目標		評価
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	神戸市西区福吉台	上り線側	46	45	70	65	整合を図るべき基準又は目標との整合が図られている。
		下り線側	41	40	65	60	
2	神戸市西区岩岡町古郷	上り線側	29	28	65	60	
		下り線側	30	29	65	60	
3	明石市魚住町清水	上り線側	47	47	70	65	
		下り線側	47	47	70	65	
4	稲美町六分一(1)	上り線側	46	46	65	60	
		下り線側	46	46	65	60	
5	稲美町六分一(2)	上り線側	47	46	65	60	
		下り線側	47	46	65	60	
6	稲美町六分一(3)	上り線側	48	47	65	60	
		下り線側	48	47	65	60	
7	稲美町森安	上り線側	49	48	65	60	
		下り線側	49	48	65	60	
8	加古川市平岡町高畑(1)	上り線側	45	44	70	65	
		下り線側	45	44	70	65	
9	加古川市平岡町高畑(2)	上り線側	49	48	70	65	
		下り線側	48	48	70	65	
10	加古川市平岡町高畑(3)	上り線側	47	46	70	65	
		下り線側	47	47	70	65	
11	加古川市平岡町高畑(4)	上り線側	47	47	65	60	
		下り線側	47	47	65	60	
12	加古川市平岡町山之上	上り線側	48	47	65	60	
		下り線側	47	47	65	60	
13	加古川市平岡町中野(1)	上り線側	50	49	65	60	
		下り線側	50	49	65	60	
14	加古川市平岡町中野(2)	上り線側	48	47	65	60	
		下り線側	45	44	65	60	
15	播磨町宮西、 加古川市別府町西脇(1)	上り線側	46	46	65	60	
		下り線側	46	46	65	60	
16	加古川市別府町西脇(2)	上り線側	46	45	65	60	
		下り線側	45	45	65	60	
17	加古川市別府町東町	上り線側	45	45	65	60	
		下り線側	45	45	65	60	
18	加古川市別府町新野辺	上り線側	43	43	65	60	
		下り線側	45	44	70	65	
19	高砂市高砂町(1)	上り線側	48	47	70	65	
		下り線側	49	48	70	65	
20	高砂市高砂町(2)	上り線側	49	48	65	60	
		下り線側	49	48	65	60	
21	高砂市西畑	上り線側	48	47	65	60	
		下り線側	48	47	65	60	
22	高砂市荒井町新浜	上り線側	48	47	70	65	
		下り線側	48	47	70	65	

注 1) 予測地点番号は図 11. 3-10 及び図 11. 3-11 の番号に対応しています。

注 2) 時間区分は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に示された昼間(8～19 時)、夜間(19～8 時)を示します。

注 3) 予測値は、時間区分ごとの予測対象時間帯において、最大となる時間帯における予測値を示します。

表 11. 3-36(2) 基準又は目標との整合性に係る評価結果

単位：dB

予測地点 番号	予測地点名	方向	予測結果(L_{10})		基準又は目標		評価
			昼間	夜間	昼間	夜間	
23	高砂市高須	上り線側	48	47	70	65	整合を図るべき 基準又は目標 との整合が図ら れている。
		下り線側	48	47	70	65	
24	高砂市梅井(1)	上り線側	50	49	70	65	
25	高砂市梅井(2)	上り線側	50	48	70	65	
		下り線側	51	50	70	65	
26	高砂市曾根町	上り線側	47	46	65	60	
		下り線側	45	44	70	65	
27	姫路市大塩町(1)	上り線側	48	47	65	60	
		下り線側	48	47	65	60	
28	姫路市大塩町(2)	上り線側	46	46	65	60	
		下り線側	47	47	65	60	
29	姫路市的形町の形(1)	上り線側	47	47	65	60	
		下り線側	47	47	65	60	
30	姫路市的形町の形(2)	上り線側	47	48	65	60	
		下り線側	48	48	65	60	
31	姫路市的形町の形(3)	下り線側	49	48	65	60	
32	姫路市的形町の形(4)、 高砂市北浜町西浜	下り線側	44	44	65	60	
33	姫路市八家	上り線側	43	42	65	60	
34	姫路市木場	上り線側	44	43	65	60	
		下り線側	44	43	65	60	
35	姫路市木場前中町	上り線側	38	36	70	65	
		下り線側	38	36	70	65	
36	姫路市白浜町(1)	上り線側	43	42	70	65	
		下り線側	43	42	70	65	
37	姫路市白浜町(2)	上り線側	44	43	70	65	
		下り線側	44	43	70	65	
38	姫路市飾磨区妻鹿東海町	上り線側	45	44	70	65	
		下り線側	45	44	70	65	
39	姫路市飾磨区中島(1)	上り線側	42	41	70	65	
		下り線側	45	44	70	65	
40	姫路市飾磨区中島(2)	上り線側	46	45	70	65	
		下り線側	46	45	70	65	
41	姫路市飾磨区須加	上り線側	44	43	70	65	
		下り線側	43	42	70	65	
42	姫路市飾磨区細江	上り線側	43	41	70	65	
		下り線側	43	42	70	65	
43	姫路市飾磨区構	上り線側	43	42	70	65	
		下り線側	45	44	70	65	
44	姫路市広畑区鶴町	上り線側	41	40	70	65	
		下り線側	41	40	70	65	

注 1) 予測地点番号は図 11. 3-10 及び図 11. 3-11 の番号に対応しています。

注 2) 時間区分は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に示された昼間(8~19 時)、夜間(19~8 時)を示します。

注 3) 予測値は、時間区分ごとの予測対象時間帯において、最大となる時間帯における予測値を示します。